

気づき つながり 支えあい

安心でつながるまち

はままつ

— 浜松市地域福祉活動計画 —



社会福祉法人 浜松市社会福祉協議会

はじめに

平成 17 年 7 月、天竜川・浜名湖地域の 12 市町村の合併により、新浜松市が誕生し、本会も新たな浜松市社会福祉協議会となりました。

これまで、合併前の 12 市町村の社会福祉協議会では、多くの地域福祉事業を行って参りました。しかし、合併と政令市への移行による地域状況の変化、市域の拡大による様々な問題等の状況に対応するためには、新たな市社協として地域福祉活動のあり方を改めて検討する必要性が出てきましたので、平成 20 年度より「浜松市地域福祉活動計画」を 1 年半にわたり計画策定作業に取り組んで参りました。

私たちの地域は、都市部から中間山地までと全国 2 番目の広い市域を持ち、少子高齢化を初めとし、中山間地が持つ固有の問題から地域連帯感の希薄化などの多種多様の課題があります。誰もが安心して住み慣れた土地に暮らせるようにするためには、住民一人ひとりが地域の課題に気づき、地域活動に参加し、お互いに支え合うことが大切になってきています。

そのため、本計画では住民参加と地域活動を意識して、地域住民の方々との「住民懇談会」の開催や、当事者団体の方々との「福祉団体懇談会」の開催、さらに、社協だよりにアンケート用紙を同封して「市民アンケート」の実施などを通し、地域の皆様から寄せられた意見や要望を反映できるようにしました。

そして、策定委員会、策定作業委員会を開催し、“人と地域がつながり、支えあうまち”をつくることを基本として、「**気づき・つながり・支えあい・安心してつながるまち はままつ**」というスローガンを掲げ、計画をまとめ上げました。

浜松市社会福祉協議会は、同時期に策定される行政の地域福祉計画と連携をはかりながら、平成 21 年度からの 5 カ年、多くの方々の意見を集約し、地域福祉活動を推進していきたいと考えております。策定作業中途において経済が大きく変わる状況となっておりますが、地域福祉の推進に重要となるこの計画が遂行できますよう、行政当局を初めとし、地域住民の皆様、福祉関係機関・団体の皆様には今後も一層のご指導・ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、この計画策定にあたりまして、多大な尽力をいただきました策定委員・策定作業委員の皆様、並びにご協力いただきました地域住民の方々や多くの関係機関の方々に対しまして、心からお礼を申し上げます。

平成 21 年 3 月

社会福祉法人 浜松市社会福祉協議会
会長 高田 和夫

地域福祉活動計画の策定にあたって

新しい浜松市社会福祉協議会地域福祉活動計画の策定を終えることができました。本計画を策定するにあたって、住民の声を聞き住民の方々がわかりやすく実行できる計画にするため、2つのことを念頭におき、まとめるよう努めてまいりました。

1つは、**区ごとに実施計画を作成**したことです。広大な面積を持つ浜松市7区で、人口、面積、課題等もさまざまで、区ごとの方が課題も見え、計画が実践につながりやすくなるという考えからです。

2つは、**住民懇談会の密度を濃く、また多く開催**したことです。市社協職員や役員、地域住民の意見や要望を交換することは、地域福祉を進めていくなかで、重要かつ大切なことであります。その意見を取り入れていくことが地域福祉事業の大きな原動力となると考えるからです。

1年半かけたこの地域福祉活動計画は、多くの方々に関わっていただきすばらしい計画になったと思っております。策定委員、策定作業委員の皆様、長い間お疲れ様でした。しかし、計画を作っただけで満足するのではなく、**計画の進捗状況を検証する場の設置が必要**であると考えますので、今後検討していただくようお願いしたいと思います。

この多くの人の想いがつまった浜松市地域福祉活動計画が浜松市の地域福祉推進に寄与されることを願うとともに、結びにあたりましてご指導いただきました青山登志夫策定作業委員長に心から感謝申し上げます、策定を終えての言葉とさせていただきます。

平成21年3月

地域福祉活動計画策定委員会
委員長 嶋 賢一郎

地域福祉活動計画の策定にあたって

2年間にわたる計画策定委員会、特に作業委員会において具体的な策定作業に関わりをもたせていただきました。作業委員会では活動実践者の方々と真剣かつ積極的な議論から、この地域福祉活動計画が誕生したと思います。また、策定期間中において、今までにない取り組みとして、地域住民や福祉活動実践者から多様な意見や貴重な提案をいただく機会を多くもったことがあげられます。まさに「**地域福祉推進は、地域住民とともに歩む**」ことの重要性を再認識いたしました。策定作業を終えた今、私自身の勉強にもなり感謝の言葉で一杯です。

今回、策定した地域福祉活動計画において、基本理念をふまえ**4つの原則、4つの働き、そして7つの地域福祉活動を柱**に設定し具体的な提案を行いました。この柱は、どれをとっても住民が主体となる地域福祉推進に不可欠な方向性を提案したと考えています。

そのなかでも、私自身としては、浜松市の地域福祉推進の実体化を目指すには、地域住民の共通課題であり、重点的かつ優先的に取り組む活動として、「**福祉教育**」、「**小地域福祉活動**」、「**大規模災害への対応**」の3つをあげたいと思います。作業委員長の立場から、これらの柱は早急に具体的な取り組みに着手すべき事項であると考えています。

私をはじめとする計画策定に関わりを持った作業委員や市民の方々は、今後は活動計画の進捗状況が気になることでしょう。その意味では、各区において「計画策定の参加」から「計画事業・活動の実施への参加」、「計画のモニタリングへの参加」、「計画の評価・見直しへの参加」とつながる「**真の住民参加**」が待ち受けていることを提起し、策定作業を終えたいと思います。

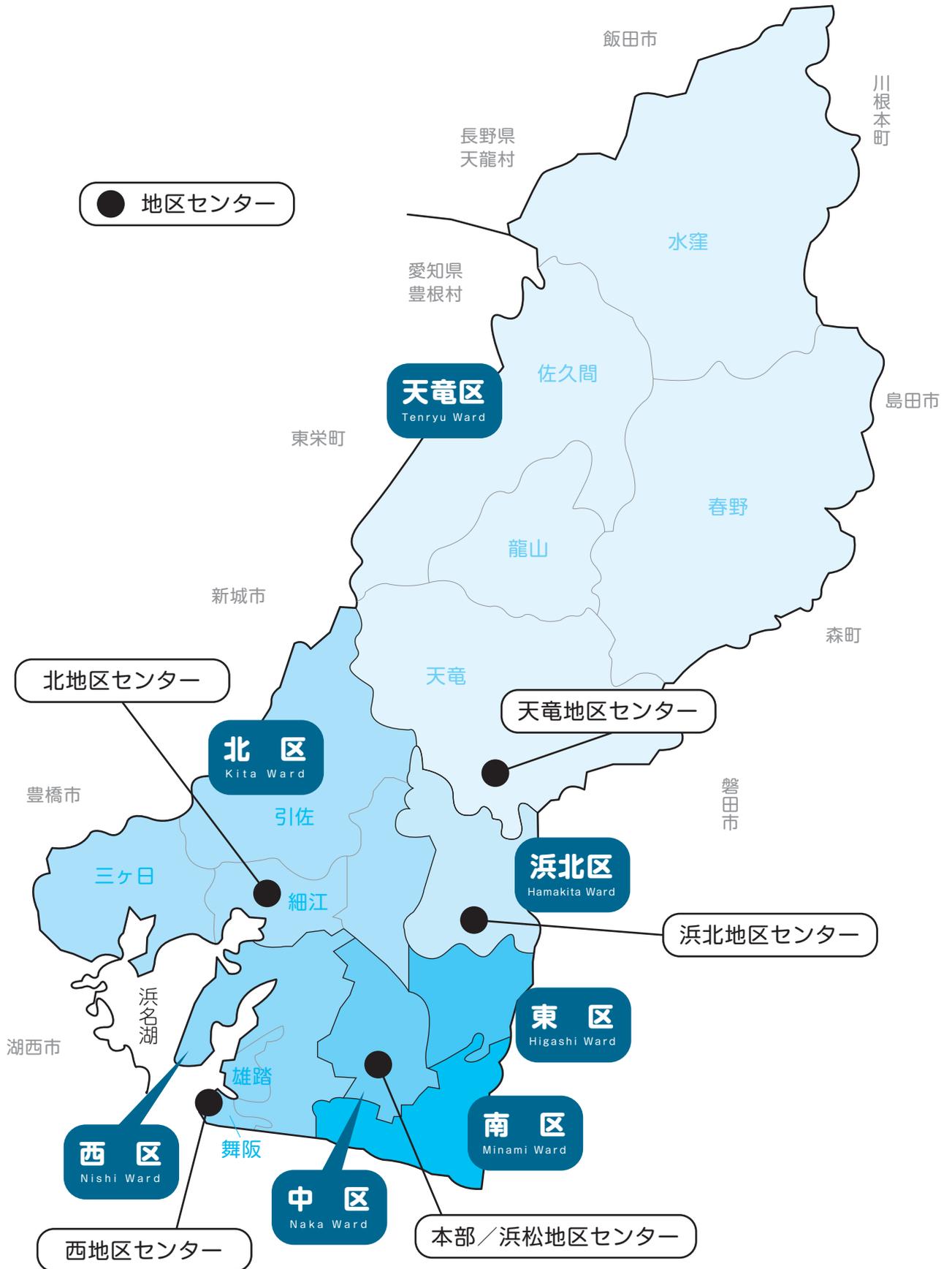
平成21年3月

地域福祉活動計画策定作業委員会
委員長 青山 登志夫

目次

■ I 地域福祉活動計画策定にあたって	5
1. 計画策定の背景と目的	6
2. 計画の期間	8
3. 計画の体系図	9
4. 計画の進行管理	10
5. 計画の具体的な推進	
■ II 計画の基本的な考え方	11
1. 基本構想	12
2. 基本目標	13
(1) 4つの原則	
(2) 4つのはたらき	
3. 基本計画	17
7つの柱	
■ III 実施計画	25
1. 中区	27
2. 東区	37
3. 南区	47
4. 西区	57
5. 北区	67
6. 浜北区	77
7. 天竜区	87
8. 市全域	96
■ IV 資料編	99
1. 住民懇談会の開催状況	100
2. 福祉団体懇談会の開催状況	105
3. 福祉団体アンケートの実施状況	106
4. 市民アンケートの実施状況	107
5. 計画策定の経過	111
6. 委員会設置要綱	112
7. 委員名簿	114

行政区と浜松市社協地区センター位置図



I 地域福祉活動計画 策定にあたって

-
1. 計画策定の背景と目的…………… 6
 2. 計画の期間…………… 8
 3. 計画の体系図…………… 9
 4. 計画の進行管理…………… 10
 5. 計画の具体的な推進…………… 10

1. 地域福祉活動計画策定の背景と目的

社会福祉協議会（以下「社協」という。）は、社会福祉法に規定された民間組織としての「自主性」と地域住民・社会福祉関係者等の参加・協力により「公共性・公益性」を活かしながら、地域の生活課題・福祉課題の解決を使命としています。これをふまえ、地域住民の参加を得て、住民ニーズ・福祉課題の明確化、地区社協等を中心とした地域福祉の推進、関係機関・団体等との連絡調整、さまざまな福祉サービスの提供や相談・支援活動を展開してきました。

また、21世紀の少子高齢社会を目前に社会福祉基礎構造改革の議論が始まり、社会福祉に関する考え方や制度面での大きな改革が行われました。社会福祉制度において福祉サービス利用者が主体となることを位置づけた社会福祉法、介護を社会化した介護保険法、障害者自立支援法等をはじめ、多様な市民活動を促進する特定非営利活動促進法（NPO法）が制定されました。特に、平成12年6月に制定された社会福祉法においては法律上に「地域福祉の推進」が位置付けられ、社協を取り巻く環境はめまぐるしく変化し、社協の役割は今まで以上に大きくなりました。

さらに、平成20年3月には、厚生労働省の「これからの地域福祉のあり方研究会」が、新しい福祉の方向として地域住民が主体となる「新たな支えあい」活動の仕組みづくりを、行政と協働しながら創る必要性が報告されました。

こうした中で平成17年7月、天竜川・浜名湖地域12市町村（浜松市、浜北市、天竜市、舞阪町、雄踏町、細江町、引佐町、三ヶ日町、春野町、佐久間町、水窪町、龍山村）が合併し人口約80万人、面積全国第2位の「新浜松市」が誕生しました。

これに合わせ浜松市社会福祉協議会（以下「浜松市社協」という。）も12市町村社協が合併し、「新浜松市社協」として新たな第一歩を踏み出しました。そして、平成19年4月の政令指定都市移行により、7区が設置されたことから社協活動の展開も新しい局面をむかえました。

旧浜松市街地を中心とした都市部と市北部の中山間地域を含んだ地理的状況の中、各地域の実情に応じた地域福祉の推進には、今までの地域福祉活動の成果をふまえ、新たな指針作りが必要になってきました。政令市「浜松市社協」として本部と5つの地区センターを中心に、地域の独自性と一つの社協としての一体感を考慮しながら、「住民が主体」の地域福祉活動が今まで以上に展開できるような体制作りが求められてきました。

「地域福祉活動計画」は、これからの地域福祉活動を展開するための設計図といえるものです。合併前の浜松市社協では平成14年度から18年度までの第1次地域福祉活動計画「はままつ・しあわせプラン21」が策定されており、また、旧浜北市社協や旧佐久間町社協、旧引佐町社協においても独自の地域福祉活動計画が策定されていました。今回の計画は、合併及び政令市移行に伴う大きな変化に対応できるよう新たな浜松市における地域福祉活動の第一歩を踏み出すべく「新・浜松市地域福祉活動計画」として位置づけました。

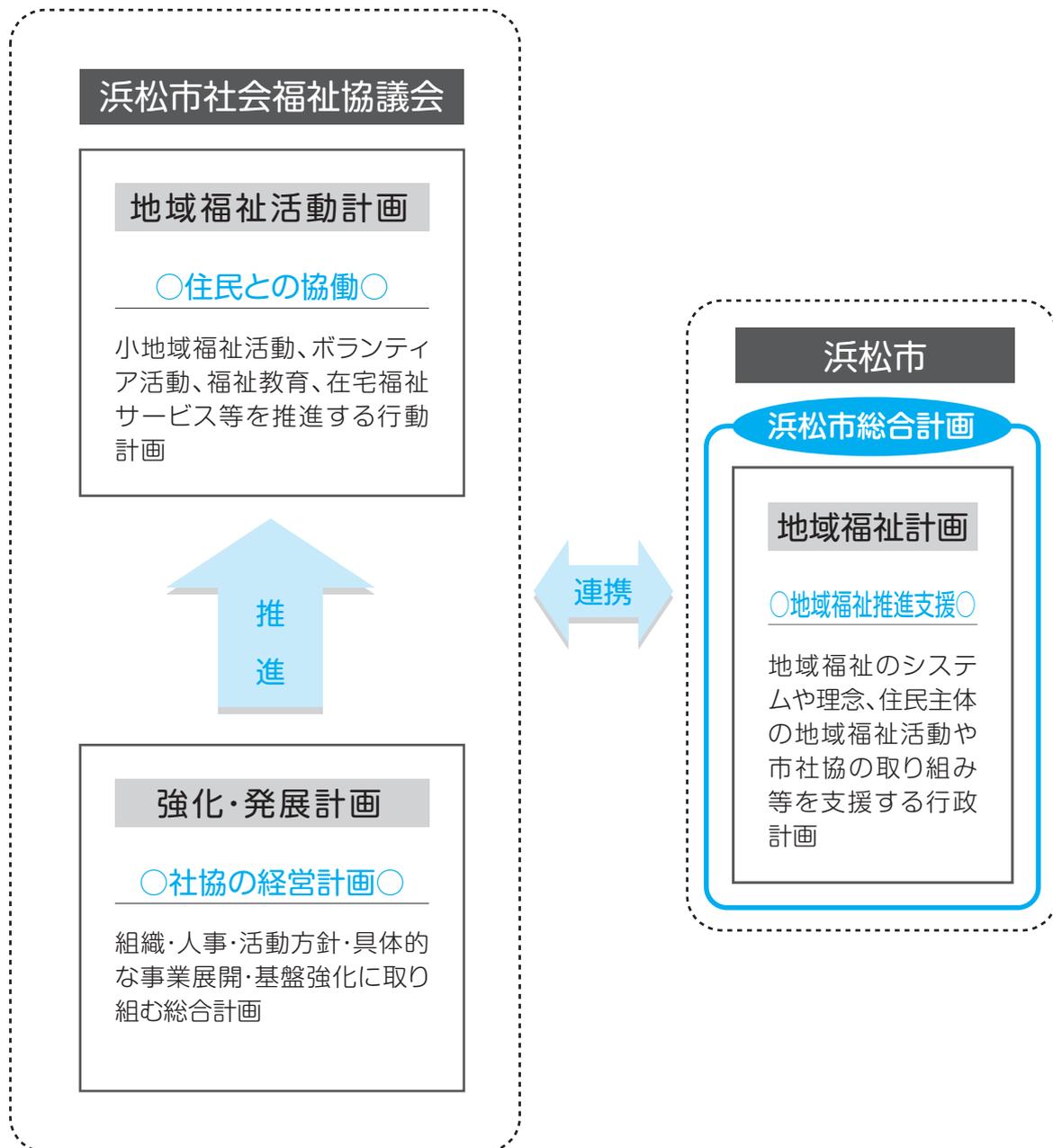
また、政令市移行によりできた新しい「区」を単位として策定したことが、本計画の大きな特徴です。日常的な地域福祉活動は、地域住民のより身近な場面で展開していることから、それぞれの地域性に基づいて今まで築いてきたさまざまな福祉活動・環境づくりを充実、発展させる必要があると考えます。「区」段階の活動計画に基づき、自治会・町内会、民生委員児童委員、地区社協等の地域福祉推進組織や福祉施設、NPO法人、企業、行政機関等との協働をしながら、「誰もが安心して暮らせる、福祉のまちづくり」を目指します。

浜松市社協では、平成 18 年度に組織・人事・活動方針・具体的な事業展開・基盤強化に取り組む総合計画として「強化・発展計画」を策定しました。合併から政令市移行を迎える平成 21 年度までの 4 年間の計画ですが、「地域福祉活動計画」とともに浜松市社協の地域福祉推進の基本になるものです。

また、行政では社会福祉法第 107 条の規定に基づき「浜松市地域福祉計画」の策定を進めています。計画期間は地域福祉活動計画と同様に平成 21 年度からの 5 年間ですが、計画策定には社協と調整連携しながら整合性をはかり進めてきました。

これらの計画が、住民自身から地域福祉を作り上げていくこと、自分たちの福祉は自分たちで行なうことを基本に「住民主体の計画づくり」を進めながら、それぞれが重なり合い関係し合って、新しい浜松市の地域福祉推進に取り組むこととなります。

地域福祉活動計画の関係図



●● 2. 計画の期間 ●●

計画期間は平成 21 年度（2009 年度）から 25 年度（2013 年度）までの 5 カ年とします。
ただし、計画の進捗状況や、社会情勢の変化などに応じて、必要な見直しを行なっていきます。



3. 計画の体系図

基本構想

市民の参加と支えあいによる、誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくり

気づき・つながり・支えあい・安心でつながるまち はままつ

基本目標

4つの原則

- 1.福祉ニーズを大切にする
- 2.住民参加を重視する
- 3.民間の力を発揮する
- 4.公と民が協働する

気づく つながる 支えあう 整える

基本構想実現のための“4つのはたらき”

基本計画

7つの柱

- | | |
|--------------------------|------------------|
| ①福祉を「知る」、「知らせる」、「広める」ために | (広報啓発) |
| ②みんなが福祉のことを理解するために | (福祉教育) |
| ③身近な地域での福祉活動をすすめるために | (小地域福祉活動) |
| ④ボランティア・NPO活動を広げるために | (ボランティア・NPO活動促進) |
| ⑤福祉の支えあいをつなげるために | (ネットワーク) |
| ⑥災害時のたすけあい活動を築くために | (災害対策) |
| ⑦身近な地域でいきいき暮らすために | (在宅支援) |

実施計画

中 区	東 区	南 区	西 区	北 区	浜北区	天竜区	市全域
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

- (1) 区の概要
- (2) 実施計画

- 現状と課題
- 計画の方針、目的
- 役割(住民、福祉施設・事業所・NPO等、行政、社協)
- 年次計画(平成21年度～25年度)

4. 計画の進行管理

地域福祉活動計画の進行管理、評価・見直しについては、浜松市社協事務事業評価委員会（内部・外部）の中で行い、平成 23 年度には全面的な事業の点検・見直しを実施します。

また、計画の具体的な内容は、前年度の状況をふまえて、各年度の事業計画に反映させていきます。

5. 計画の具体的な推進

地域福祉活動計画の具体的な進め方は、区ごとの実施計画をふまえ、区単位での推進組織の設置や地区社協・福祉関係団体との協議しながら、地域の実情に応じた展開を図っていきます。

具体的には…

- 地域福祉活動計画の説明会の実施
- 住民懇談会の開催
- 区単位での計画推進協議会（仮称）の設置検討
- 地区社協等との意見交換会の実施
- 地域内の福祉団体との意見交換会の実施

Ⅱ計画の基本的な考え方

1. 基本構想…………… 12
2. 基本目標…………… 13
 - (1) 4つの原則
 - (2) 4つのはたらき
3. 基本計画…………… 17
 - 7つの柱

1. 基本構想

市民の参加と支えあいによる 誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくり

市民一人ひとりが、地域福祉を進める主役が私たちであることに気づき、その思いがいろいろな人や参加につながる「福祉のまち」を目指します。

年齢や障がいの有無に関係なく、それぞれの人がその人らしく生きがいをもち、暮らしていくことの出来る「福祉のまち」を目指します。

そんな誰もが安心して暮らせる『浜松市』を、地域のさまざまな人と団体がともに整え築いていくことを、この計画の基本構想としています。

気づきつながり 支えあい
安心してつながるまち

はままつ



2. 基本目標

《基本構想実現のための4つの原則、4つのはたらき》

基本構想の「市民の参加と支えあいによる、誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくり」実現のために、実施計画のそれぞれの取り組む際の目標が必要になってきます。

その目標として、4つの原則と4つのはたらきを掲げ、すべての事業がこの原則に基づいて展開され、それぞれのはたらきが連携しあうことでより効果が期待されるものです。

(1) 4つの原則

福祉ニーズを大切にする	<p>今、社会全体が変革の時代を迎えています。これに伴い市民生活が大きく変化し、生活課題・福祉課題は多様化・複雑化、高度化しています。</p> <p>こうした社会状況から、地域福祉活動を進めるうえで、生活課題や福祉課題を的確に把握し、それぞれの課題に対応していくことが大切です。</p>
住民参加を重視する	<p>地域福祉推進の主役は地域住民であり、ボランティア活動・市民活動、身近な地域での福祉活動に住民の主体的な参加が不可欠です。</p> <p>住民自らが「新たな支えあいの精神」のもとで、地域の生活課題や福祉課題に取り組む活動を開発し、その活動を担い手となるなど主体的な住民参加を重視します。</p>
民間の力を発揮する	<p>自分たちが目指す豊かな「福祉のまち」を創るためには、身近な生活課題や福祉課題に公的な制度やサービスで、すべて対応することは困難であり、限界があります。</p> <p>地域住民や民間団体の持つ力を掘り起こし、民間性を活かし、きめ細かな活動や先駆的・開拓的な活動に住民の力を発揮します。</p>
公と民が協働する	<p>住民の生活課題や福祉課題の解決には、従来の公的な制度やサービスと合わせて、地域住民の「支えあい活動」が統合する中で実現すると考えられます。</p> <p>そこで、地域住民・民間団体と行政が、相互の自主性・主体性を尊重し、互いに理解し合い、役割・責任分担しながら、共通目的・目標に向かって協働します。</p>

(2) 4つのはたらき

気づく

「福祉」は、すべての人々の生活に深く関わるものです。

今日の少子高齢社会、家族機能の低下、地域間格差、社会制度の変化などから生じる生活課題は、ある一部の人たちの問題ではありません。

さまざまな人が「福祉」の現状を知り、それぞれの「福祉ニーズ」(要望や要求)を実現するためには、さまざまな場面で「気づく」ことが必要です。

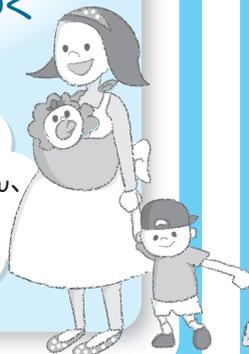
気づくって、例えば…

気づく

地震の時、介護が必要なお年寄りとか障がい者は、どうやって近所のお年寄り、避難所まで逃げればゴミ出しとか 避難所まで逃げれば庭掃除とか いいのだろう… 大変そうだな…

同じ地域社会に暮らす
さまざまな人と出会い、
身近な福祉・
生活課題の気づく

二人目の子どもを産んだばかりの隣の奥さん、上の子のお世話も大変だろうな…



つながる

地域では、それぞれの目的を持ったさまざまな個人、団体、組織が活動を展開しています。地域の中で福祉を推進していくためにはそれらの連携は不可欠です。

地区社協に代表される小地域福祉活動を進めていく組織が中心となって、「つながる」ためのはたらきを考えていかなければなりません。

もちろん、団体を構成する住民一人ひとりが「つながる」ことも大事になってきます。

つながるって、例えば…

つながる

同じ思いの人や団体、
サービスとつながり、
どうしたら課題が
解決するのか話し合おう

あら、あなたも同じこと思っていたの…

どうしたらいいのか
地区社協に
相談してみようかな…

この地域には、ちょっとした
困りごとを手伝う
サービスがあるのよ…



支えあう

社会福祉制度の改正によりサービス利用が「措置」から「契約」へと転換がはかられ、高齢者対策も障がい者支援も「地域へ移行」がキーワードになってきました。

誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりのために、地域でお互いさまの精神で「支えあう」ことが重要なはたらきになります。

整える

地域福祉の推進は、住民みんなで作り上げていくものです。言い換えれば活動の実施機関、団体は住民であるということです。その活動を支えるために活動拠点や財源、組織体制等の条件整備が必要です。

また、ハード的な部分だけでなく、一人ひとりの気持ちが福祉推進へと向かうためのさまざまな「整える」ことが求められます。

支えあうって、例えば…

整えるって、例えば…

支えあう

隣近所のできるお年寄りの見守りをしよう…



介護や何らかの援助が必要であってもこの町に暮らし続けられるように、お互い様の精神で支え合う

私も地域の活動に参加してみようかな…

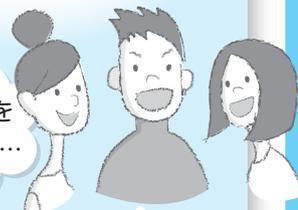
地域で自然に交流できる集いの場を作ろう…

整える

他にもお手伝いが必要な人がいるかもしれない。しっかりと「しくみ」にしていく必要がありますね…

課題を解決するため「しくみ」にしていく。今あることをもっと充実させたり、新たに作ったりする

活動をする仲間をもっと増やしたい…



身近に皆が仲良くなれるような会とか相談にのってくれるような場がほしいね…

目指したいもの【地域福祉活動計画 基本構想】

市民の参加と支え合いによる、誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくり

この実現に目標とすること

【地域福祉活動計画 基本目標】

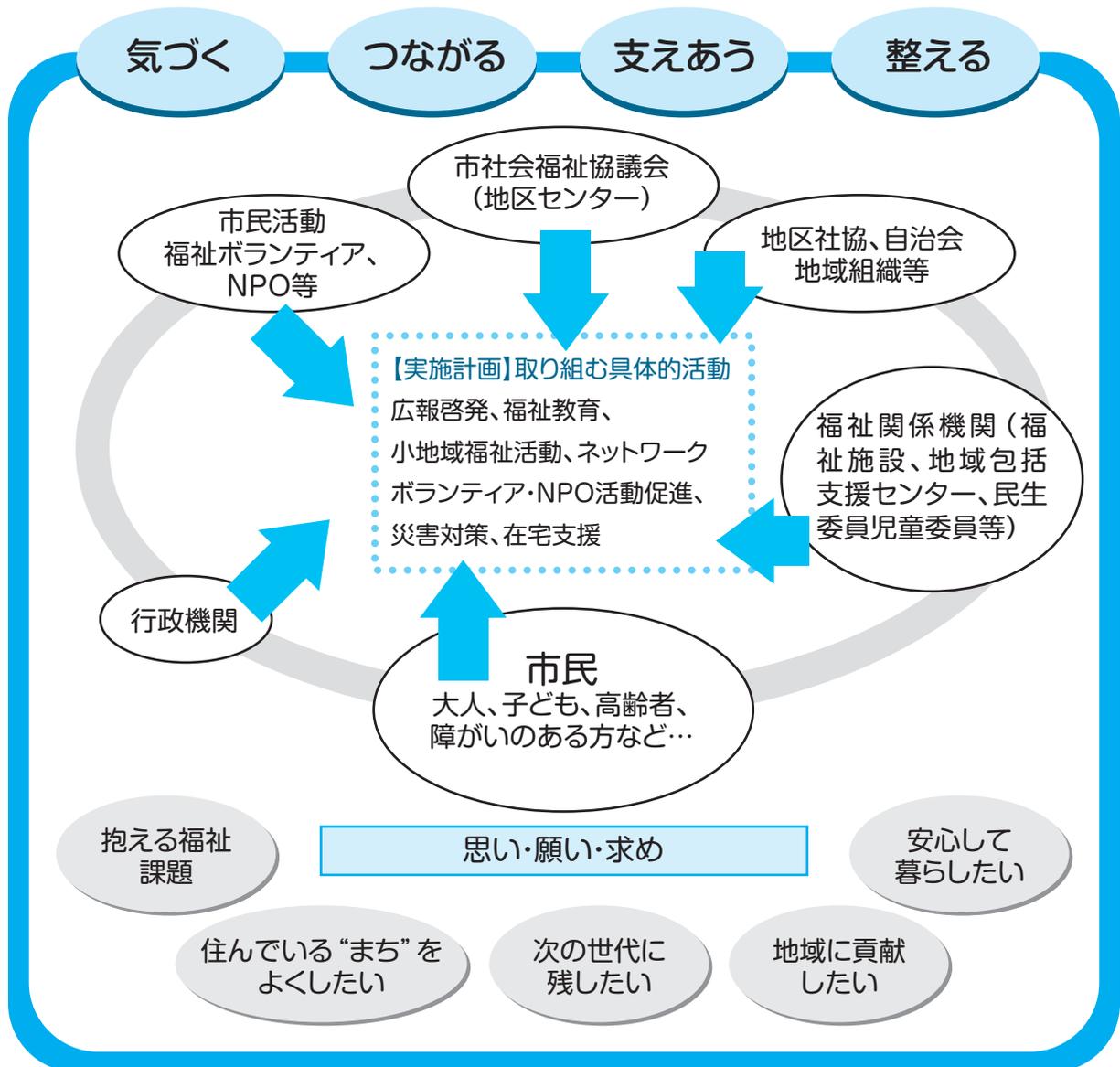
福祉ニーズを
大切にする

住民参加を
重視する

民間の力を
発揮する

公と民が
協働する

■目指したいものに向けて、みんなが意識していくもの、育んでいくもの“はたらき”■



3. 基本計画

地域福祉活動計画策定にあたって、住民懇談会や市民アンケートを実施し、住民主体の福祉活動にふさわしい7つの柱を基本計画として設定しました。

柱ごとのねらいや目標を明確化していくことで、地域に根ざしたより具体的な計画としていきます。

《 7つの柱 》

- ①福祉を「知る」、「知らせる」、「広める」ために（広報啓発）
- ②みんなが福祉のことを理解するために（福祉教育）
- ③身近な地域での福祉活動をすすめるために（小地域福祉活動）
- ④ボランティア・NPO活動を広げるために（ボランティア・NPO活動促進）
- ⑤福祉の支えあいをつなげるために（ネットワーク）
- ⑥災害時のたすけあい活動を築くために（災害対策）
- ⑦身近な地域でいきいき暮らすために（在宅支援）

1 福祉を「知る」、「知らせる」、「広める」ために（広報啓発）

「市民の参加と支えあいによる 誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくり」を目指すには、地域住民自らが地域の福祉問題を発見し、その解決策を学び、話し合い、実践していく力を持つことが重要です。

そのためには、すべての地域住民が「社会福祉の理解」を高められるよう、福祉の情報をいつでも気軽に手に入れることができるシステムや社会福祉の制度や課題について学ぶ機会を持つことができるような環境が整っていることが必要です。

浜松市社協では、「社協だより」の発行やホームページの開発、ふれあい広場等の参加型イベント、福祉大会の開催など、広報啓発に関する事業を実施してきましたが、住民懇談会や市民アンケート結果に見る「浜松市社協」の認知度はとても低いものでした。

今後の「浜松市社協」は、（今まで以上に）多くの人に必要とされる情報の収集・発信・広報啓発に努めます。多種多様な「福祉ニーズ」を具現化するために、さまざまな場面での**気づき**を意識した情報の共有化をはかり、誰もが安心して暮らせるよう、地域での**支えあ**いの実現を目指します。

社協発信の情報を通して、多くの住民が**つながり**、地域福祉の推進体制を**整え**福祉の啓発はもちろん「見える社協」を目指し、事業の充実強化をはかります。

【実施計画の概要】

○福祉情報を広く知り得る機会の充実

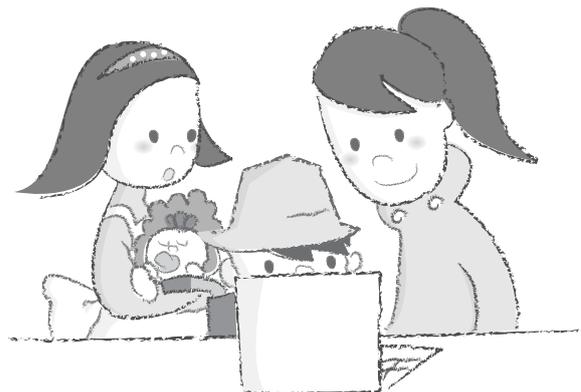
〔具体的な活動〕

- 社協だよりの発行
- 地域の福祉広報誌の発行
- ホームページの促進

○福祉を身近に感じてもらうことの促進

〔具体的な活動〕

- 啓発イベントの開催
- イベント情報の発信
- 福祉講演会の開催



2 みんなが福祉のことを理解するために（福祉教育）

福祉教育は、社会福祉のあり方を通して人間理解・人権を目標とする教育活動です。「青少年の福祉の心を育て生きる力を育む教育」、「地域社会の住民を対象に地域福祉推進の主体形成を図る教育」が同時に行われる必要があります。

福祉教育の展開は、地域社会や社会福祉の動向を的確に学び、地域住民が自らの地域と福祉に関心を持ち、地域の生活課題・福祉課題の気づき、それらを解決していくための実践力を養う教育活動です。

浜松市社協では、「学校における福祉教育」と「地域における福祉教育」の2つを重ねながら地域福祉の推進を図ります。世代に応じた福祉教育を推進していくために、体験学習を継続的に行い、さまざまな出会いとふれあいを通して、地域の福祉課題に**気づき**、問題を解決していく指向性と地域福祉実践を**つなぐ**ことを実施していきます。

【実施計画の概要】

○地域での福祉教育の推進

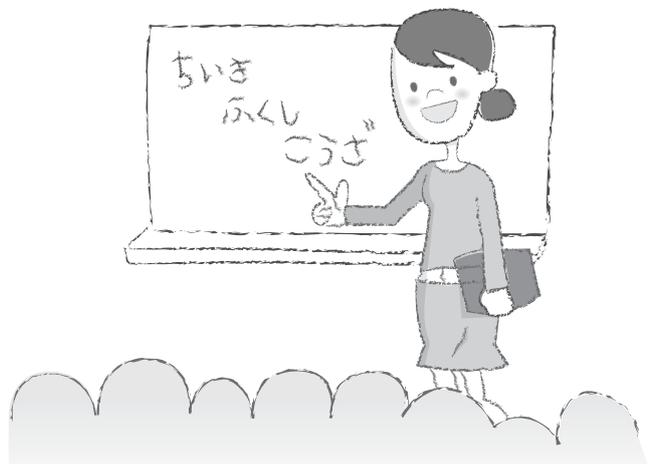
〔具体的な活動〕

- 地域福祉講座等の開催
- 青少年ボランティアリーダーの育成
- 自然体感学習の実施

○学校との福祉教育の連携

〔具体的な活動〕

- 福祉教育実践校の指定
- 福祉体験学習の実施
- 情報交換の機会の開催



3 身近な地域での福祉活動をすすめるために（小地域福祉活動）

「福祉のまちづくり」は、その地域に暮らす住民が主体となって「地域の福祉力」を作り上げることから始まり、地域福祉推進に必須のものとなっています。これらの力をつくる場として、住民の自主的・主体的な福祉推進組織が「地区社会福祉協議会（地区社協）」です。住み慣れた日常生活圏域を基盤とした地区社協活動の活性化なくして、「福祉のまちづくり」は実現しないとされます。

浜松市社協では、住民主体のまちづくりとして地区社協を主とした小地域福祉活動を推進しています。地域の実情に**気づき**、その課題に応じた新しい、地域福祉活動の開発・展開をすることで、より住み慣れた地域で、その人らしく暮らし続けることのできるまちづくりを住民みずから**支えあい**、創造していきます。

【実施計画の概要】

○地域での担い手の育成

〔具体的な活動〕

- 担い手の養成研修の開催
- 地域の福祉力を高める講演会等の開催
- 地域リーダーの養成

○地区社協等の組織化の支援

〔具体的な活動〕

- 地区社協等の相談支援活動の実施
- 運営・活動費等の助成
- 住民懇談会等の開催

《地区社会福祉協議会（地区社協）って？》

地域における生活上の身近な課題について協議し、地域内の各種団体、組織と協力しながら住民主体の地域福祉活動を推進する自主的な住民組織です。

主に自治会連合会の範囲を単位として設立を推進しており、平成21年3月現在41か所に設置されています。

4 ボランティア・NPO 活動を広げるために (ボランティア・NPO 活動促進)

ボランティア活動は、豊かな地域社会を創り出していくための大きな力であり、「いつでも誰でも気軽に楽しみながら、人と人がつながりあう活動」とされています。そのためには、多様なボランティア活動や市民活動・NPO 活動を、地域社会に対する市民の主体的な参画として捉え、その機会を保障していくことや「参画は市民の権利である」と啓発していくことが重要であると考えます。

浜松市でもボランティアグループ、NPO 法人等さまざまな市民活動は地域福祉の推進にとって大きな支えとなり、確実な広がりを見せています。市民活動をサポートする組織としての機能を持つ社協としては、これらの活動をつなげ「理解の促進や市民参加の啓発」、「相談等の側面的支援」をはじめ、さまざまな講座、研修会を開催しボランティアの拡大につとめていきます。

【実施計画の概要】

○ボランティアセンターの設置・基盤強化

〔具体的な活動〕

- 地域の福祉ニーズ等の開拓、調整
- 理解の促進や住民参加の啓発
- 相談等の側面的支援
- NPO や企業の社会貢献活動等との連携

○団体・活動者等への活動支援の充実

〔具体的な活動〕

- 講座や研修会の開催
- 活動資金の助成及び情報発信
- ボランティア活動保険への加入促進



5 福祉の支えあいをつなげるために（ネットワーク）

多種多様な福祉ニーズを抱える人たちを**支える**には、単一の機関、団体の対応では限界があります。分野や職種、事業形態などの枠を越えた、連携・協働し**つながる**ことが必要です。そのためには地域の課題や福祉ニーズの本質に**気づき**、**支えあいの輪**を広げていくことが求められています。各種連絡会や担当者会議等さまざまなネットワークを構築し、課題解決への基盤を**整えて**いきます。

浜松市社協では、各種団体との連絡会やネットワーク会議などを開催しながら、これからの福祉の展開に効果のある連携を研究していきます。また、政令市社協として関東ブロックや全国を視野に入れた広域団体等とのネットワークについても積極的に取り組んでいきます。

【実施計画の概要】

○「人」「団体」「機関」とのつながりの構築

〔具体的な活動〕

- 地域の社会資源や団体等との連携の働きかけ
- 福祉課題や地域情報の共有化



6 災害時の助け合い活動を築くために（災害対策）

阪神・淡路大震災以降、大規模災害の被災地への支援から復興まで「災害ボランティア」が大きな役割を果たすことや社会福祉協議会をはじめとする民間主体の「災害ボランティアセンター」の開設が定着しました。また、高齢者や障がい者などの『災害時要援護者』への避難支援や生活支援の必要性も周知されています。

浜松市社協では市主催の総合防災訓練に参加しながら、災害時に何が必要かもう一度考え、**気づき**、平時に取り組むべき事業を積極的に実施していきます。特に、災害時要援護者への支援体制については民生委員児童委員協議会と連携しながら、地域一体となって**支える体制を整えて**いきます。また、市外、県外のNPO等との「顔の見える関係」を意識し、たえず交流をしながら防災、減災への啓発に努めていきます。

【実施計画の概要】

○災害ボランティアセンターの基盤整備

〔具体的な活動〕

- 災害ボランティアセンター立上訓練の実施
- 近隣地域の機関団体との協力体制の整備
- 行政の災害対策等の連携
- NPO や企業の社会貢献活動等との連携

○活動者の育成及び啓発

〔具体的な活動〕

- 災害ボランティアセミナーの開催
- 理解の促進や住民参加の啓発
- 災害ボランティアコーディネーター等の養成



7 身近な地域でいきいき暮らすために（在宅支援）

少子高齢社会の進展とともに地域社会の変化を背景に、福祉必要としている地域住民の抱える生活課題・福祉課題も拡大し、かつ多様化・複雑化・高度化してきています。こうした人々の地域生活を支援するには、生活課題に的確に対応した地域に密着した福祉活動が不可欠です。特に、地域住民の抱える生活課題・福祉課題に対応していくには、一人ひとりの必要と求めに応じた個別援助活動の強化、充実が不可欠となっています。

浜松市社協でも、介護保険事業や受託事業等の公的サービスが過不足なく利用できる供給体制を**整える**ことに取り組みます。同時に、公的サービスでは対応できない様々な福祉ニーズについて地域住民や福祉関係者が**気づき、支えあう**仕組みや新たなサービスの開発を研究し、今、地域に必要な「在宅支援事業」の充実を、住民・福祉関係者・行政等と連携し、推進していきます。

【実施計画の概要】

○総合相談窓口の整備・充実

〔具体的な活動〕

- 無料法律相談等の開設
- 生活に困っている人への資金貸付
- 判断能力が十分でない人の福祉サービスの利用支援、金銭管理が必要な方への支援
- 車椅子、福祉体験用具等の日常生活用具の貸出
- 介護保険・障がい者自立支援サービスの実施



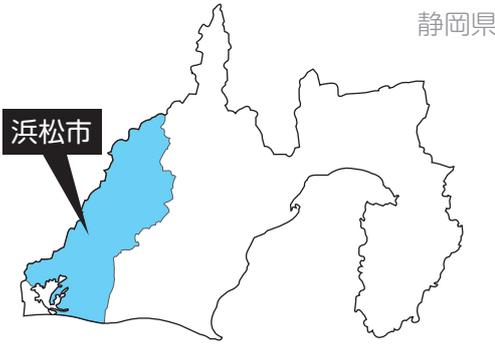
Ⅲ実施計画

1. 中 区（浜松地区センター）	27
2. 東 区（浜松地区センター）	37
3. 南 区（浜松地区センター）	47
4. 西 区（西地区センター）	57
5. 北 区（北地区センター）	67
6. 浜北区（浜北地区センター）	77
7. 天竜区（天竜地区センター）	87

<年次実施計画の語句の説明>

- ・実施……………新規事業の実施
- ・充実……………既存事業の継続実施、拡大実施
- ・調査、研究……………新規事業をする際の調査、研究
- ・見直し……………事業の見直し検討

■ 浜松市の概要

項目	数値	項目	数値
面積	1511.17km ²	地域包括支援センター	17 箇所
人口（外国人登録者数を除く）	792,191 人	障害者相談支援事業所	13 箇所
（0～14 歳）	14.2 %（112,684 人）	子育て支援センター	71 箇所
（15～64 歳）	64.0 %（507,274 人）	自治会連合会数（自治会数）	50（731）
（65 歳～74 歳）	11.4 %（90,266 人）	民生委員・児童委員数	1,301 人
（75 歳以上）	10.4 %（81,967 人）	小地域福祉活動組織数	地区社協 41
			地域福祉会 86
外国人登録者数	33,619 人	保育園数	85 園
世帯数	316,716 世帯	幼稚園数	118 園
高齢夫婦世帯	23,103 世帯	小学校数	111 校
ひとり暮らし高齢者世帯	26,540 世帯	中学校数	51 校
出生数（出生率）	7,918 人（1.50）	高等学校数	33 校
高齢化率	21.74 %	特別支援学校数	6 校
障がい者数（手帳保持者）	33,206 人	 <p>静岡県</p> <p>浜松市</p>	
身体障がい者	25,750 人		
知的障がい者	4,357 人		
精神障がい者	3,099 人		
介護認定者数	26,021 人		
要支援者（1・2）	5,100 人		
要介護者（1～5）	20,921 人		

(H20.10 .1 現在)

※高齢夫婦世帯、ひとり暮らし高齢者世帯、障がい者数（手帳保持者）…H20.4.1 現在

※出生数（出生率）…H19 年度末現在

※障がい者数（手帳保持者）に関しては、市外居住者含む。

【市の現状と生活課題・福祉課題】

浜松市は、静岡県西部に位置し、平成 17 年 7 月に天竜川・浜名湖地域 12 市町村が合併し、人口約 80 万人、面積全国第 2 位となりました。都市的機能や先端技術産業が集積する都市部、都市近郊型農業が盛んな平野部、広大な森林を擁する中山間部、さらには、漁業が営まれる沿岸部まで、地域の多様性があり温暖で豊かな自然環境にあります。しかし、都市化により地域の連帯感が希薄化している中、市民サービス低下、交通アクセスの不便の問題、中山間地域における過疎化、各区における固有のニーズ対応など、市域の拡大に伴う様々な課題があります。

したがって、公的な福祉サービスの充実整備を図ると共に、地域における身近な生活課題に対応するための地域での支え合い（共助）を進めることが、求められてきています。

■ 中区の概要

項目	数値	市全体に占める割合	項目	数値
面積	44.22km ²	2.9%	地域包括支援センター	4 箇所
人口 (外国人登録者数を除く)	235,120 人	29.7%	障害者相談支援事業所	1 箇所
(0～14 歳)	13.8% (32,409 人)	28.8%	子育て支援センター	21 箇所
(15～64 歳)	65.3% (153,582 人)	30.3%	自治会連合会数 (自治会数)	13 (139)
(65 歳～74 歳)	11.1% (26,054 人)	28.9%	民生委員・児童委員数	403 人
(75 歳以上)	9.8% (23,075 人)	28.2%	小地域福祉活動組織数	地区社協 12
外国人登録者数	13,929 人	41.4%	保育園数	26 園
世帯数	107,370 世帯	33.9%	幼稚園数	30 園
高齢夫婦世帯	7,734 世帯	33.5%	小学校数	27 校
ひとり暮らし高齢者世帯	9,748 世帯	36.7%	中学校数	15 校
出生数	2,388 人		高等学校数	13 校
高齢化率	20.90 %		特別支援学校数	2 校
障がい者数 (手帳保持者)	9,144 人			
身体障がい者	7,244 人			
知的障がい者	984 人			
精神障がい者	916 人			
介護認定者数	7,394 人			
要支援者 (1・2)	1,622 人			
要介護者 (1～5)	5,772 人			

(H20.10 .1 現在)

※高齢夫婦世帯、ひとり暮らし高齢者世帯、障がい者数 (手帳保持者) …H20.4.1 現在

※出生数…H19 年度末現在

【区の現状と生活課題・福祉課題】

中区は、浜松市の中心部に位置し、市民の約 30% が居住する人口最大の区です。市の玄関口である JR 浜松駅をはじめバスターミナルがあり、国・県・市の行政機関も含め都市機能が集中する経済・文化交通の中心地域です。流入人口も多く住宅密集地では、地域意識が希薄になり地域の中での扶助機能が低下しています。一方で中心部では若い世代が郊外に移り住むことが多く高齢化が急速に進み、高齢者への見守り体制の充実が大きな課題となっています。

若い世代が多い部分と高齢化が進んだ部分と地域における福祉課題が多様化し、支援を求める声も必然的に多くなっています。地域に住んでいる方々が様々な福祉課題を共有化し、支援を必要とする方の居場所を確保し、多様な福祉課題に対し問題解決していく“まち”の再構築が必要となってきています。

1 福祉を「知る」、「知らせる」、「広める」ために（広報啓発）

地域の皆さんから寄せられた意見

コミュニティのかかわりが希薄になっている。誰もが参加できる地域活動。若い世代の福祉活動への参加。多くの人が参加できるような情報提供がほしい。

目指すこと

市民一人ひとりが身近な福祉課題に「気づき」、「支えあう」気持ちを育むため、「知り合う・知らせ合う」環境を「整える」ことを目指します。

期待される役割

地域で生活されている方	自らの地域福祉に関わる活動を発信し、広く活動を知ってもらおうと共に見過ごしがちな福祉課題を啓発し、地域における福祉課題について興味関心を高める。
福祉施設・事業所・NPO等	地域とつながりを持ち、福祉課題・福祉情報の積極的発信。
行政	様々な角度からの市民協働事業の実施。
社協が支援すること	地域における福祉活動、ボランティア活動を積極的に把握し、ボランティア団体・NPO団体等との協働の推進。社協が各種団体等の取りまとめをしながら広く市民への活動啓発。あらゆる福祉情報の集約し、広く知れ渡っていない福祉活動を多くの方に知ってもらうための支援や、地域福祉活動の周知。

事業名 事業概要	H21	H22	H23	H24	H25	実施主体 協働機関・団体
広報事業 社協だよりの発行、地域の福祉広報誌、HPの促進、福祉情報の提供。	充実					地区センター 地区社協 福祉機関
啓発事業 「地域福祉啓発イベント開催事業」：ふれあい広場、地域福祉啓発イベントの開催、地域福祉講演会等の開催。	充実					地区センター 地区社協 福祉機関 地域諸機関

2 みんなが福祉のことを理解するために（福祉教育）

地域の皆さんから寄せられた意見

世代間のふれあいが乏しい。子どもたちに福祉のこころを育む機会が少なくなっている。
子どもたちは自分の町の実情を知らない。

目指すこと

地域住民や子どもたちに向けて「福祉」を伝えあう場づくりを行います。体験等を通じ地域における福祉課題に「気づき」、「支えあう」こころを育てあうことのできる地域づくりを推進します。

期待される役割

地域で生活されている方	地域における福祉教育を積極的に推進し、より身近な地域で子どもたちを育む活動の推進。
福祉施設・事業所・NPO等	福祉機関等がもつ情報や資源を提供し、地域ぐるみの福祉教育の一端を担う。
行政	学校における福祉教育の推進。
社協が支援すること	学校と連携し、学校における福祉教育の展開が円滑に行えるような支援。地域・学校・福祉機関等による地域ぐるみでの福祉教育の展開を企画立案し推進する。地区社協・当事者組織・ボランティア団体と協働し、福祉活動に見たりふれたりする場の提供。

事業名 事業概要	H21	H22	H23	H24	H25	実施主体 協働機関・団体
福祉体験事業 「まちづくり参加体験事業」 主に青少年に福祉理解、伝統・文化継承を深めるため体験的 事業を推進する。（福祉体験・文 化継承体験講座等） 「福祉教育推進事業」 学校等での福祉教育実践にお ける、相談援助、情報の提供、福 祉体験用具の貸し出しを行う。	充実					地区社協 地区センター ボランティア団体 当事者 福祉機関
福祉教育連絡会等開催事業 学校・地域における福祉教育が 効果的に推進できるよう関係機 関の情報交換の場をつくる。	充実					地区センター 学校 地区社協
地域福祉講座等開催事業 地域における福祉教育を実践し ていくため、地域住民向け福祉 理解を広める事業を推進する。	充実					地区センター 地区社協 福祉機関

3 身近な地域での福祉活動をすすめるために（小地域福祉活動）

地域の皆さんから寄せられた意見

誰もが参加できる地域活動。弱者に対する支援。地区社協活動者の不足。安心して生き生きと暮らせる地域づくり。地区社協の活性化。

目指すこと

誰もが身近な福祉課題に「気づき」、地域の中で「支えあい」のこころを育む、地区社協を中心に小地域における福祉活動を活性化し、地域皆が参加し安心して暮らせる地域づくりを進めます。地域福祉を目的とした地域の再構築を行います。

期待される役割

地域で生活されている方	地区社協活動への積極的参加。地域福祉活動の地域住民への普及。新たな地域資源の発掘・開発及び既存資源の再構築。
福祉施設・事業所・NPO等	地区社協、地域の諸団体と積極的に連携を図り協働し地域福祉推進の一端を担う。
行政	地区社協活動を把握し、資源の提供や助成金を交付する等の活動支援。
社協が支援すること	地区社協活動活性化のための支援、事業提案、調整活動の推進。地域で活躍する地域ボランティアの育成及びフォローアップ。地区社協や地域の分析をし、地域福祉活動推進における適切な指導助言、コーディネート機能の発揮。

事業名 事業概要	H21	H22	H23	H24	H25	実施主体 協働機関・団体
地域福祉講座等開催事業 地域の福祉意識を高めるために地域福祉に関する講座を開催。	充実					地区センター 地区社協 福祉機関
地区社協支援事業 地区社協の相談援助様々な支援を行う。 「地域の担い手開発事業」：地区社協活動者の育成を目的に地域ボランティアを養成する。地域の人材育成、コーディネーターの養成。 「地域の居場所づくり事業」：地域の様々な福祉課題をもつ方の居場所づくりを推進する。（子ども、子育て世帯、高齢者、障がい者、外国人、不登校児等） 「地区社協連絡会」：地区社協同士の情報交換の場や地域のあらゆる資源のネットワーク化を図る。地区社協の活性化を中長期的に検討し、計画的に推進する。（個別支援の充実） 「地区社協説明会」（設置促進）：地区社協未設置地区に対し、地区社協組織化の促進を行う。	充実					地区センター 地区社協 福祉機関 地域諸機関
地区社協等助成事業 地区社協運営費補助金、活動費補助金等により活動の充実を図る。	充実					地区センター 地区社協

4 ボランティア・NPO 活動を広げるために（ボランティア・NPO 活動促進）

地域の皆さんから寄せられた意見

誰もが参加できる地域活動。身近で具体的に多くの人に参加できる。ボランティアリーダーの育成。

目指すこと

ボランティア活動への興味・関心を高め、ボランティア活動に参加しやすく、またボランティア活動が効果的かつ継続的に促進できるよう環境を「整える」ことを目指します。そしてこれから活動する人と活動者、活動者同士が「つながる」きっかけづくりをします。

期待される役割

地域で生活されている方	身近な福祉課題を自らの問題として捉え、積極的なボランティア活動等への参加。 ボランティア団体、NPO 団体は市民が参加しやすい環境の整備。
福祉施設・事業所・NPO 等	持っている機能（情報・場所）を地域に提供し、積極的な地域事業への参画。
行政	社協と協働しボランティア・NPO 活動を把握し、活動が発展できるような支援。公共施設の有効活用。
社協が支援すること	様々なボランティア団体、NPO 団体を把握し、その活動を支援し必要に応じ「つなげたり」「広げたり」していく。ボランティアセンター機能の強化。

事業名 事業概要	H21	H22	H23	H24	H25	実施主体 協働機関・団体
ボランティア講座等開催事業 ボランティア講座等を開催し、ボランティア活動への導入を図ると共に活動者の活性化。	充実					地区センター ボランティア団体 NPO 団体
ボランティアセンター運営事業 あらゆるボランティア活動を把握し、ボランティア活動の拠点として機能を強化する。（実態把握、情報発信、相談コーディネート、資機材の貸与） ボランティア活動におけるリスクを研究し事故等を未然に予防する。企業の社会貢献活動を促進する。	充実					地区センター ボランティア団体 NPO 団体
ふれあい交流事業 ボランティア団体、NPO 団体と協働し社会福祉の向上に努める。	充実					地区センター ボランティア団体 NPO 団体

5 福祉の支えあいをつなげるために（ネットワーク）

地域の皆さんから寄せられた意見

当事者・福祉団体は社協のことを知らない。社協に何を言っていけばよいか分からない。
地域と企業の連携。様々な団体の横のつながり。各種関係機関のつながりが必要。

目指すこと

地域における福祉課題に対し、あらゆる関係機関と連携して問題解決に取り組みます。「つながり」の再構築をします。

期待される役割

地域で生活されている方	地域の福祉を増進するため、地域における各種関係機関が関わりあいながらの活動推進。
福祉施設・事業所・NPO等	地域ネットワークへの参画・協働。
行政	あらゆる問題解決のため各種機関のネットワークの支援。課題別や機能・分野を超えた連絡調整。
社協が支援すること	地域の福祉組織、当事者団体、NPO団体、ボランティア団体、行政機関等あらゆる関係機関によるネットワークの構築。

事業名 事業概要	H21	H22	H23	H24	H25	実施主体 協働機関・団体
地域福祉ネットワーク事業						地区センター 地区社協 福祉機関 当事者 行政
地域福祉に関わるネットワークの構築課題別、分野別、地域別ネットワークの構築。	調査研究	実施	充実	→		

6 災害時のたすけあいを築くために（災害対策）

地域の皆さんから寄せられた意見

災害時の地域における担い手。災害意識が低い。要援護者支援のしくみづくり。要援護者への対応。災害ボランティアの体制整備。

目指すこと

大規模災害に対し、“災害に強いまちづくり”を地域全体で備えていく環境を「整える」、災害時における要援護者支援体制を「整える」ことを目指します。災害のボランティア活動体制の整備を行います。

期待される役割

地域で生活されている方	防災意識を高く持ち、日頃からの備えをする。大規模災害時には自分の身を守り、地域の復旧活動に参加していくとともに支援を必要な方への支援体制の準備。
福祉施設・事業所・NPO等	各関係機関との連絡調整をし、災害への備え。
行政	災害ボランティアセンター体制整備の支援。災害に関するあらゆる情報の関係機関への提供。関係機関と連携し災害時要援護者対策の確立。
社協が支援すること	災害ボランティアセンターの体制の整備。関係機関と連携し災害時要援護者対策の確立。

事業名 事業概要	H21	H22	H23	H24	H25	実施主体 協働機関・団体
福祉体験事業 区内災害ボランティアのネットワーク構築。（災害ボランティア養成講座等） 災害ボランティアセンターの体制整備を行う。 災害時要援護者に関わる調査研究・提言を行う。	充実		見直し	充実		地区センター ボランティア団体 民生委員児童委員 地区社協 行政

7 身近な地域でいきいき暮らすために（在宅支援）

地域の皆さんから寄せられた意見

地域における要援護高齢者支援、認知症高齢者対策、障がい者の見守り支援、地域における子ども家庭支援、虐待早期発見の身近な相談窓口。要援護者の権利擁護。低所得者世帯支援。後見人制度。

目指すこと

誰もが身近な福祉課題に「気づき」、地域の中で「支えあい」のシステムを構築します。あらゆる福祉問題を解決できうる体制を「整える」ことを目指します。

そして、地域皆が参加し安心して暮らせる地域づくりを進めていきます。

期待される役割

地域で生活されている方	地域にある福祉課題に気づき関心を高め、地域における助け合い活動に参画又は支援し地域ぐるみで援護の必要になる方への支援。
福祉施設・事業所・NPO等	地域における福祉課題を発信し、福祉ニーズの地域化・社会化。問題解決のために地域との積極的な協働。
行政	地域福祉活動と公的な在宅支援事業をつなげ、個別の在宅支援における調整。
社協が支援すること	地域における在宅支援活動を促進するため、情報提供・人材養成等の積極的実施。

事業名 事業概要	H21	H22	H23	H24	H25	実施主体 協働機関・団体
地域ボランティア育成事業 家事支援活動者等の育成を行い、地域における在宅支援活動を活性化する。（家事支援セミナー講習）	充実					地区センター 地区社協
地域福祉ネットワーク事業 地域における在宅支援に関わるネットワークづくりを推進する。「地域の見守り支援体制の開発研究」を行う。	調査研究	実施	充実			地区センター 地区社協 地域包括支援センター 民生委員児童委員
心配ごと相談事業・法律相談事業 市民の身近な相談窓口として実施。専門機関等との連携強化を図る。	充実		見直し	充実		地区センター 民生委員児童委員
生活福祉資金・くらしの資金 一時的な資金の貸し付けにより、自立生活ができるよう支援する。	充実					地区センター 民生委員児童委員 行政

事業名 事業概要	H21	H22	H23	H24	H25	実施主体 協働機関・団体
一般募金 地区子ども会等への助成。 低所得世帯への児童生徒入学祝 金の給付。	充実		見直し	充実		地区センター 民生委員児童委員
歳末募金 低所得世帯へ見舞金を給付。 地域で実施される歳末事業への 助成。	充実					地区センター 民生委員児童委員
日常生活自立支援事業 日常的な金銭管理・預かり物品 の管理保管の支援を行う。	充実					地区センター 民生委員児童委員 地域包括支援センター 相談機関
日常生活用具貸付事業 車椅子・福祉体験用具等の貸し 出しを行う。	充実					地区センター

東 区

Higashi Ward

東区の概要

項目	数値	市全体に占める割合	項目	数値
面積	45.99km ²	3.0%	地域包括支援センター	3箇所
人口（外国人登録者数を除く）	124,727人	15.7%	障害者相談支援事業所	0箇所
（0～14歳）	15.2%（18,966人）	16.8%	子育て支援センター	12箇所
（15～64歳）	64.8%（80,823人）	15.9%	自治会連合会数（自治会数）	6（107）
（65歳～74歳）	11.3%（14,142人）	15.7%	民生委員・児童委員数	174人
（75歳以上）	8.7%（10,796人）	13.2%	小地域福祉活動組織数	地区社協 6
外国人登録者数	5,182人	15.4%	保育園数	14園
世帯数	49,789世帯	15.7%	幼稚園数	12園
高齢夫婦世帯	3,489世帯	15.1%	小学校数	12校
ひとり暮らし高齢者世帯	3,514世帯	13.2%	中学校数	6校
出生数	1,495人		高等学校数	2校
高齢化率	19.99%		特別支援学校数	0校
障がい者数（手帳保持者）	4,503人			
身体障がい者	3,558人			
知的障がい者	566人			
精神障がい者	379人			
介護認定者数	3,493人			
要支援者（1・2）	595人			
要介護者（1～5）	2,898人			

（H20.10.1現在）

※高齢夫婦世帯、ひとり暮らし高齢者世帯、障がい者数（手帳保持者）…H20.4.1現在

※出生数…H19年度末現在

【区の現状と生活課題・福祉課題】

東区は、東に天竜川が流れ、区域内には浜松インターチェンジ、国道1号線や各幹線道路があり、市内の物流拠点となっています。中区について2番目の人口を有し、流入人口も多いことから地域のつながりも希薄化してきています。

近年、大規模商業施設が発展し、道路や施設・新たなコミュニティと急激な変化をしている地域であり、子育て世代の居住も多く、高齢者の介護から子育てに関することまで多種多様な福祉課題が点在していると言えます。様々な世代の思いをお互いが受容し、問題解決に向けて地域住民が地域活動に参画し“まちづくり”をしていく必要があります。

1 福祉を「知る」、「知らせる」、「広める」ために（広報啓発）

地域の皆さんから寄せられた意見

コミュニティのかかわりが希薄になっている。誰もが参加できる地域活動。若い世代の福祉活動への参加。多くの人が参加できるような情報提供がほしい。

目指すこと

市民一人ひとりが身近な福祉課題に「気づき」、「支えあう」気持ちを育むため、「知り合う・知らせ合う」環境を「整える」ことを目指します。

期待される役割

地域で生活されている方	自らの地域福祉に関わる活動を発信し、広く活動を知ってもらおうと共に見過ごしがちな福祉課題を啓発し、地域における福祉課題について興味関心を高める。
福祉施設・事業所・NPO等	地域とつながりを持ち、福祉課題・福祉情報の積極的発信。
行政	様々な角度からの市民協働事業の実施。
社協が支援すること	地域における福祉活動、ボランティア活動を積極的に把握し、ボランティア団体・NPO団体等との協働の推進。社協が各種団体等の取りまとめをしながら広く市民への活動啓発。あらゆる福祉情報の集約し、広く知れ渡っていない福祉活動を多くの方に知ってもらうための支援や、地域福祉活動の周知。

事業名 事業概要	H21	H22	H23	H24	H25	実施主体 協働機関・団体
広報事業 社協だよりの発行、地域の福祉広報誌、HPの促進、福祉情報の提供。 新たな広報活動の開発。	充実					地区センター 地区社協 当事者団体 企業等
啓発事業 「地域福祉啓発イベント開催事業」：ふれあい広場、福祉啓発イベントの開催。 地域福祉講演会等の開催。	充実					地区センター 地区社協 ボランティア団体

2 みんなが福祉のことを理解するために（福祉教育）

地域の皆さんから寄せられた意見

世代間のふれあいが乏しい。子どもたちに福祉のこころを育む機会が少なくなっている。
子どもたちは自分の町の実情を知らない。

目指すこと

地域住民や子どもたちに向けて「福祉」を伝えあう場づくりを行います。体験等を通じ地域における福祉課題に「気づき」、「支えあう」こころを育てあうことのできる地域づくりを推進します。

期待される役割

地域で生活されている方	地域における福祉教育を積極的に推進し、より身近な地域で子どもたちを育む活動の推進。
福祉施設・事業所・NPO等	福祉機関等が持つ情報や資源を提供し、地域ぐるみの福祉教育の一端を担う。
行政	学校における福祉教育の推進。
社協が支援すること	学校と連携し、学校における福祉教育の展開が円滑に行えるような支援。地域・学校・福祉機関等による地域ぐるみでの福祉教育の展開を企画立案し推進する。地区社協・当事者組織・ボランティア団体と協働し、福祉活動に見たりふれたりする場の提供。

事業名 事業概要	H21	H22	H23	H24	H25	実施主体 協働機関・団体
福祉体験事業 「まちづくり参加体験事業」 主に青少年に福祉理解、伝統・文化継承を深めるため体験の事業を推進する。（福祉体験・文化継承体験講座等） 「青少年ボランティアリーダー育成事業」 「福祉教育推進事業」 学校等での福祉教育実践における、相談援助、情報の提供、福祉体験用具の貸し出しを行う。	充実					地区社協 地区センター ボランティア団体 当事者 福祉機関
福祉教育連絡会等開催事業 学校・地域における福祉教育が効果的に推進できるよう関係機関の情報交換の場をつくる。	充実					地区センター 学校 地区社協
地域福祉講座等開催事業 地域における福祉教育を実践していくため、地域住民向け福祉理解を広める事業を推進する。	充実					地区センター 地区社協 福祉機関

3 身近な地域での福祉活動をすすめるために（小地域福祉活動）

地域の皆さんから寄せられた意見

誰もが参加できる地域活動。弱者に対する支援。地区社協活動者の不足。安心して生き生きと暮らせる地域づくり。地区社協の活性化。

目指すこと

誰もが身近な福祉課題に「気づき」、地域の中で「支えあい」のこころを育む、地区社協を中心に小地域における福祉活動を活性化し、地域皆が参加し安心して暮らせる地域づくりを進めていきます。地域福祉を目的とした地域の再構築します。

期待される役割

地域で生活されている方	地区社協活動への積極的参加。地域福祉活動の地域住民への普及。新たな地域資源の発掘・開発及び既存資源の再構築。
福祉施設・事業所・NPO等	地区社協、地域の諸団体と積極的に連携を図り協働し地域福祉推進の一端を担う。
行政	地区社協活動を把握し、資源の提供や助成金を交付する等の活動支援。
社協が支援すること	地区社協活動活性化のための支援、事業提案、調整活動の推進。地域で活躍する地域ボランティアの育成及びフォローアップ。地区社協や地域の分析をし、地域福祉活動推進における適切な指導助言、コーディネート機能の発揮。

事業名 事業概要	H21	H22	H23	H24	H25	実施主体 協働機関・団体
地域福祉講座等開催事業 地域の福祉意識を高めるために地域福祉に関する講座を開催。	充実					地区センター 地区社協 福祉機関
地区社協支援事業 地区社協の相談援助様々な支援を行う。地区社協の活性化を中長期的に検討し、計画的に推進する。(個別支援の充実) 「地域の担い手開発事業」：地区社協活動者の育成を目的に地域ボランティアを養成する。 「地域福祉コーディネーター養成事業」：地区社協等で活躍するコーディネーターを養成する。 「地区社協連絡会」：地区社協同士の情報交換の場や地域のあらゆる資源のネットワーク化を図る。 < 地区社協推進協議会の活動促進 >	充実					地区センター 地区社協 地区社協推進協議会 福祉機関 ボランティア団体 当事者
地区社協等助成事業 地区社協運営費補助金、活動費補助金等により活動の充実を図る。	充実					地区センター 地区社協

4 ボランティア・NPO 活動を広げるために（ボランティア・NPO 活動促進）

地域の皆さんから寄せられた意見

誰もが参加できる地域活動。身近で具体的に多くの人に参加できる。ボランティアリーダーの育成。

目指すこと

ボランティア活動への興味・関心を高め、ボランティア活動に参加しやすく、またボランティア活動が効果的かつ継続的に促進できるよう環境を「整える」ことを目指します。そしてこれから活動する人と活動者、活動者同士が「つながる」きっかけづくりをします。

期待される役割

地域で生活されている方	身近な福祉課題を自らの問題として捉え、積極的なボランティア活動等への参加。 ボランティア団体、NPO 団体は市民が参加しやすい環境の整備。
福祉施設・事業所・NPO 等	持っている機能（情報・場所）を地域に提供し、積極的な地域事業への参画。
行政	社協と協働しボランティア・NPO 活動を把握し、活動が発展できるような支援。公共施設の有効活用。
社協が支援すること	様々なボランティア団体、NPO 団体を把握し、その活動を支援し必要に応じ「つなげたり」「広げたり」していく。ボランティアセンター機能の強化。

事業名 事業概要	H21	H22	H23	H24	H25	実施主体 協働機関・団体
ボランティア講座等開催事業 ボランティア講座等を開催し、ボランティア活動への導入を図ると共に活動者の活性化。	充実					地区センター ボランティア団体 NPO 団体
ボランティアセンター運営事業 あらゆるボランティア活動を把握し、ボランティア活動の拠点として機能を強化する。（実態把握、情報発信、相談コーディネート、資機材の貸与） ボランティア活動におけるリスクを研究し事故等を未然に予防する。 企業の社会貢献活動を促進する。	充実					地区センター ボランティア団体 NPO 団体
ふれあい交流事業 ボランティア団体、NPO 団体と協働し社会福祉の向上に努める。	充実					地区センター ボランティア団体 NPO 団体

5 福祉の支えあいをつなげるために（ネットワーク）

地域の皆さんから寄せられた意見

当事者・福祉団体は社協のことを知らない。社協に何を言っていけばよいか分からない。地域と企業の連携。様々な団体の横のつながり。各種関係機関のつながりが必要。

目指すこと

地域における福祉課題に対し、あらゆる関係機関と連携して問題解決に取り組みます。「つながり」の再構築をします。

期待される役割

地域で生活されている方	地域の福祉を増進するため、地域における各種関係機関が関わりあいながらの活動推進。
福祉施設・事業所・NPO等	地域ネットワークへの参画・協働。
行政	あらゆる問題解決のため各種機関のネットワークの支援。課題別や機能・分野を超えた連絡調整。
社協が支援すること	地域の福祉組織、当事者団体、NPO団体、ボランティア団体、行政機関等あらゆる関係機関によるネットワークの構築。

事業名 事業概要	H21	H22	H23	H24	H25	実施主体 協働機関・団体
地域福祉ネットワーク事業						地区センター 地区社協 福祉機関 当事者 行政
地域福祉に関わるネットワークの構築課題別、分野別、地域別ネットワークの構築。	調査研究	実施	充実			

6 災害時のたすけあいを築くために（災害対策）

地域の皆さんから寄せられた意見

災害時の地域における担い手。災害意識が低い。要援護者支援のしくみづくり。要援護者への対応。災害ボランティアの体制整備。

目指すこと

大規模災害に対し、“災害に強いまちづくり”を地域全体で備えていく環境を「整える」ことを目指します。

期待される役割

地域で生活されている方	防災意識を高く持ち、日頃からの備えを行う。大規模災害時には自分の身を守り、地域の復旧活動に参加していくとともに支援を必要な方への支援体制の準備。災害に強いまちづくりに通じる日頃の地域福祉活動の推進。
福祉施設・事業所・NPO等	各関係機関との連絡調整をし、災害時への備え。
行政	災害ボランティアセンター体制整備の支援。災害に関するあらゆる情報の関係機関への提供。関係機関と連携し災害時要援護者対策の確立。
社協が支援すること	災害ボランティアセンターの体制の整備。関係機関と連携し災害時要援護者対策の確立。

事業名 事業概要	H21	H22	H23	H24	H25	実施主体 協働機関・団体
災害ボランティア事業 区内災害ボランティアのネットワーク構築。（災害ボランティア養成講座等） 災害ボランティアセンターの体制整備を行う。 災害時要援護者に関わる調査研究・提言を行う。	充実		見直し	充実		地区センター ボランティア団体 民生委員児童委員 地区社協 行政

7 身近な地域でいきいき暮らすために（在宅支援）

地域の皆さんから寄せられた意見

地域における要援護高齢者支援、認知症高齢者対策、障がい者の見守り支援、地域における子ども家庭支援、虐待早期発見の身近な相談窓口。要援護者の権利擁護。低所得者世帯支援。後見人制度。

目指すこと

誰もが身近な福祉課題に「気づき」、地域の中で「支えあい」のシステムを構築します。あらゆる福祉問題を解決できる体制を「整える」そして、地域皆が参加し安心して暮らせる地域づくりを進めていきます。

期待される役割

地域で生活されている方	地域にある福祉課題に気づき関心を高め、地域における助け合い活動に参加又は支援し地域ぐるみで援護の必要になる方への支援。
福祉施設・事業所・NPO等	地域における福祉課題を発信し、福祉ニーズの地域化・社会化。問題解決のために地域との積極的な協働。
行政	地域福祉活動と公的な在宅支援事業をつなげ、個別の在宅支援における調整。
社協が支援すること	地域における在宅支援活動を促進するため、情報提供・人材養成等の積極的な実施。

事業名 事業概要	H21	H22	H23	H24	H25	実施主体 協働機関・団体
地域ボランティア育成事業 家事支援活動者等の育成を行い、地域における在宅支援活動を活性化する。(家事支援セミナー講習)	充実					地区センター 地区社協
地域福祉ネットワーク事業 地域における在宅支援に関わるネットワークづくりを推進する。 「新たな福祉ニーズに対するサービスの開発研究」：新たなニーズに対応すべく関係機関と協働して開発していく。(子ども、障がい者、外国人等)	調査研究	実施	充実			地区センター 地区社協 地域包括支援センター 民生委員児童委員 福祉関係機関 当事者 行政
心配ごと相談事業・法律相談事業 市民の身近な相談窓口として実施。専門機関等との連携強化を図る。	充実		見直し	充実		地区センター 民生委員児童委員

事業名	H21	H22	H23	H24	H25	実施主体 協働機関・団体
事業概要						
一般募金						
地区子ども会等への助成。 低所得世帯への児童生徒入学祝 金の給付。	充実					地区センター 民生委員児童委員
歳末募金						
低所得世帯へ見舞金を給付。 地域で実施される歳末事業への 助成。	充実					地区センター 民生委員児童委員
生活福祉資金・くらしの資金						
一時的な資金の貸し付けによ り、自立生活ができるよう支援 する。	充実					地区センター 民生委員児童委員 行政
日常生活自立支援事業						
日常的な金銭管理・預かり物品 の管理保管の支援を行う。	充実					地区センター 民生委員児童委員 地域包括支援センター 相談機関
介護予防事業						
介護予防事業として元気はつら つ教室の実施。地域の介護予防 事業への協力。	充実					地区センター 地域包括支援センター 行政
日常生活用具貸付事業						
車椅子・福祉体験用具等の貸し 出しを行う。	充実					地区センター

▶ 南区

Minami Ward

■ 南区の概要

項目	数値	市全体に占める割合	項目	数値
面積	47.26km ²	3.1%	地域包括支援センター	2箇所
人口（外国人登録者数を除く）	100,686人	12.7%	障害者相談支援事業所	2箇所
（0～14歳）	14.5%（14,546人）	12.9%	子育て支援センター	7箇所
（15～64歳）	64.3%（64,724人）	12.8%	自治会連合会数（自治会数）	7（79）
（65歳～74歳）	12.0%（12,105人）	13.4%	民生委員・児童委員数	151人
（75歳以上）	9.2%（9,311人）	11.4%	小地域福祉活動組織数	地区社協 7
外国人登録者数	5,900人	17.5%	保育園数	8園
世帯数	40,783世帯	12.9%	幼稚園数	10園
高齢夫婦世帯	2,991世帯	12.9%	小学校数	10校
ひとり暮らし高齢者世帯	3,268世帯	12.3%	中学校数	6校
出生数	1,037人		高等学校数	2校
高齢化率	21.27%		特別支援学校数	1校
障がい者数（手帳保持者）	4,268人			
身体障がい者	3,271人			
知的障がい者	596人			
精神障がい者	401人			
介護認定者数	3,234人			
要支援者（1・2）	518人			
要介護者（1～5）	2,716人			

（H20.10 .1 現在）

※高齢夫婦世帯、ひとり暮らし高齢者世帯、障がい者数（手帳保持者）…H20.4.1 現在

※出生数…H19 年度末現在

【区の現状と生活課題・福祉課題】

南区は、浜松市の南東部に位置し、比較的都心地区に近いが南に遠州灘、東に天竜川を望む豊かな環境に恵まれています。また、国道や JR 駅周辺等に工場が立地している一方で遠州灘沿いには田園が広がっています。

地域によっては交通アクセスが不便との声もあり、様々な社会資源の利用や地域活動の弊害になっているとも思われます。一方、流入人口も多く特に外国人市民の居住割合が高く、地域における多文化共生という意味では課題が残されています。海沿いの地域ということもあり、大規模災害への不安も数多く聞かれより一層の“災害に強いまち”を見据えた日頃の地域福祉活動が必要となってきています。

1 福祉を「知る」、「知らせる」、「広める」ために（広報啓発）

地域の皆さんから寄せられた意見

コミュニティのかかわりが希薄になっている。誰もが参加できる地域活動。若い世代の福祉活動への参加。多くの人が参加できるような情報提供がほしい。

目指すこと

市民一人ひとりが身近な福祉課題に「気づき」、「支えあう」気持ちを育むため、“知り合う・知らせ合う”環境を「整える」ことを目指します。

期待される役割

地域で生活されている方	自らの地域福祉に関わる活動を発信し、広く活動を知ってもらおうと共に見過ごしがちな福祉課題を啓発し、地域における福祉課題について興味関心を高める。
福祉施設・事業所・NPO等	地域とつながりを持ち、福祉課題・福祉情報の積極的発信。
行政	様々な角度からの市民協働事業の実施。
社協が支援すること	地域における福祉活動、ボランティア活動を積極的に把握し、ボランティア団体・NPO団体等との協働の推進。社協が各種団体等の取りまとめをしながら広く市民への活動啓発。あらゆる福祉情報の集約し、広く知れ渡っていない福祉活動を多くの方に知ってもらうための支援や、地域福祉活動の周知。

事業名 事業概要	H21	H22	H23	H24	H25	実施主体 協働機関・団体
広報事業 社協だよりの発行、地域の福祉広報誌、HPの促進、福祉情報の提供、新たな広報活動の開発。	充実					地区センター 地区社協 当事者団体 企業等
啓発事業 「地域福祉啓発イベント開催事業」：ふれあい広場、福祉啓発イベントの開催。	充実					地区センター 地区社協 ボランティア団体等

2 みんなが福祉のことを理解するために（福祉教育）

地域の皆さんから寄せられた意見

世代間のふれあいが乏しい。子どもたちに福祉のこころを育む機会が少なくなっている。
子どもたちは自分の町の実情を知らない。

目指すこと

地域住民や子どもたちに向けて「福祉」を伝えあう場づくりを行います。体験等を通じ地域における福祉課題に「気づき」、「支えあう」こころを育てあうことのできる地域づくりを推進します。

期待される役割

地域で生活されている方	地域における福祉教育を積極的に推進し、より身近な地域で子どもたちを育む活動の推進。
福祉施設・事業所・NPO等	福祉機関等がもつ情報や資源を提供し、地域ぐるみの福祉教育の一端を担う。
行政	学校における福祉教育の推進。
社協が支援すること	学校と連携し、学校における福祉教育の展開が円滑に行えるような支援。地域・学校・福祉機関等による地域ぐるみでの福祉教育の展開を企画立案し推進する。地区社協・当事者組織・ボランティア団体と協働し、福祉活動に見たりふれたりする場の提供。

事業名 事業概要	H21	H22	H23	H24	H25	実施主体 協働機関・団体
福祉体験事業 「まちづくり参加体験事業」 主に青少年に福祉理解、伝統・文化継承を深めるため体験的 事業を推進する。（福祉体験・文化継承体験講座等） 「青少年ボランティアリーダー育成事業」 「福祉教育推進事業」 学校等での福祉教育実践における、相談援助、情報の提供、福祉体験用具の貸し出しを行う。	充実					地区社協 地区センター ボランティア団体 当事者 福祉機関
福祉教育連絡会等開催事業 学校・地域における福祉教育が効果的に推進できるよう関係機関の情報交換の場をつくる。	充実					地区センター 学校 地区社協
地域福祉講座等開催事業 地域における福祉教育を実践していくため、地域住民向け福祉理解を広める事業を推進する。	充実					地区センター 地区社協 福祉機関

3 身近な地域での福祉活動をすすめるために（小地域福祉活動）

地域の皆さんから寄せられた意見

誰もが参加できる地域活動。弱者に対する支援。地区社協活動者の不足。安心して生き生きと暮らせる地域づくり。地区社協の活性化。

目指すこと

誰もが身近な福祉課題に「気づき」、地域の中で「支えあい」のこころを育む、地区社協を中心に小地域における福祉活動を活性化し、地域皆が参加し安心して暮らせる地域づくりを進めます。地域福祉を目的とした地域の再構築を行います。

期待される役割

地域で生活されている方	地区社協活動への積極的参加。地域福祉活動の地域住民への普及。新たな地域資源の発掘・開発及び既存資源の再構築。
福祉施設・事業所・NPO等	地区社協、地域の諸団体と積極的に連携を図り協働し地域福祉推進の一端を担う。
行政	地区社協活動を把握し、資源の提供や助成金を交付する等の活動支援。
社協が支援すること	地区社協活動活性化のための支援、事業提案、調整活動の推進。地域で活躍する地域ボランティアの育成及びフォローアップ。地区社協や地域の分析をし、地域福祉活動推進における適切な指導助言、コーディネート機能の発揮。

事業名 事業概要	H21	H22	H23	H24	H25	実施主体 協働機関・団体
地域福祉講座等開催事業 地域の福祉意識を高めるために地域福祉に関する講座を開催。 「地域多文化共生事業」：地域における多文化交流を行い様々な文化が共生する街を目指す。	充実					地区センター 地区社協 福祉機関
地区社協支援事業 地区社協の相談援助様々な支援を行う。地区社協の活性化を中長期的に検討し、計画的に推進する（個別支援の充実） 「地域の担い手開発事業」：地区社協活動者の育成を目的に地域ボランティアを養成する。 「地区社協連絡会」：地区社協同士の情報交換の場や地域のあらゆる資源のネットワーク化を図る。	充実					地区センター 地区社協 ボランティア団体 当事者 福祉機関
地区社協等助成事業 地区社協運営費補助金、活動費補助金等により活動の充実を図る。	充実					地区センター 地区社協

4 ボランティア・NPO 活動を広げるために（ボランティア・NPO 活動促進）

地域の皆さんから寄せられた意見

誰もが参加できる地域活動。身近で具体的に多くの人に参加できる。ボランティアリーダーの育成。

目指すこと

ボランティア活動への興味・関心を高め、ボランティア活動に参加しやすく、またボランティア活動が効果的かつ継続的に促進できるような環境を「整える」ことを目指します。そしてこれから活動する人と活動者、活動者同士が「つながる」きっかけづくりをします。

期待される役割

地域で生活されている方	身近な福祉課題を自らの問題として捉え、積極的にボランティア活動等への参加。ボランティア団体、NPO 団体は市民が参加しやすい環境の整備。
福祉施設・事業所・NPO 等	持っている機能（情報・場所）を地域に提供し、積極的に地域事業への参画。
行政	社協と協働しボランティア・NPO 活動を把握し、活動が発展できるような支援。公共施設の有効活用。
社協が支援すること	様々なボランティア団体、NPO 団体を把握し、その活動を支援し必要に応じ「つなげたり」「広げたり」していく。ボランティアセンター機能の強化。

事業名 事業概要	H21	H22	H23	H24	H25	実施主体 協働機関・団体
ボランティア講座等開催事業 ボランティア講座等を開催し、ボランティア活動への導入を図ると共に活動者の活性化。	充実					地区センター ボランティア団体 NPO 団体
ボランティアセンター運営事業 あらゆるボランティア活動を把握し、ボランティア活動の拠点として機能を強化する。（実態把握、情報発信、相談コーディネート、資機材の貸与） ボランティア活動におけるリスクを研究し事故等を未然に予防する企業の社会貢献活動を促進する。 「ボランティア拠点づくり事業」：南区におけるボランティア活動拠点整備。	充実					地区センター ボランティア団体 NPO 団体
ふれあい交流事業 ボランティア団体、NPO 団体と協働し社会福祉の向上に努める。	充実					地区センター ボランティア団体 NPO 団体

5 福祉の支えあいをつなげるために（ネットワーク）

地域の皆さんから寄せられた意見

当事者・福祉団体は社協のことを知らない。社協に何を言っていけばよいか分からない。地域と企業の連携。様々な団体の横のつながり。各種関係機関のつながりが必要。

目指すこと

地域における福祉課題に対し、あらゆる関係機関と連携して問題解決に取り組みます。「つながり」の再構築をします。

期待される役割

地域で生活されている方	地域の福祉を増進するため、地域における各種関係機関が関わりあいながらの活動推進。
福祉施設・事業所・NPO等	地域ネットワークへの参画・協働。
行政	あらゆる問題解決のため各種機関のネットワークの支援。課題別や機能・分野を超えた連絡調整。
社協が支援すること	地域の福祉組織、当事者団体、NPO団体、ボランティア団体、行政機関等あらゆる関係機関によるネットワークの構築。

事業名 事業概要	H21	H22	H23	H24	H25	実施主体 協働機関・団体
地域福祉ネットワーク事業 地域福祉に関わるネットワークの構築課題別、分野別、地域別ネットワークの構築。 多文化共生ネットワーク。 地域における多文化ネットワークの構築。	調査研究	実施	充実			地区センター 地区社協 福祉機関 当事者 行政

6 災害時のたすけあいを築くために（災害対策）

地域の皆さんから寄せられた意見

災害時の地域における担い手。災害意識が低い。要援護者支援のしくみづくり。要援護者への対応。災害ボランティアの体制整備。

目指すこと

大規模災害に対し、“災害に強いまちづくり”を地域全体で備えていく環境を「整える」、災害時における要援護者支援体制を「整える」ことを目指します。災害のボランティア活動体制の整備を行います。

期待される役割

地域で生活されている方	防災意識を高く持ち、日頃からの備えをする。大規模災害時には自分の身を守り、地域の復旧活動に参加していくとともに支援が必要な方への支援体制の準備。災害に強いまちづくりに通じる日頃の地域福祉活動の推進。
福祉施設・事業所・NPO等	各関係機関との連絡調整をし、災害時への備え。
行政	災害ボランティアセンター体制整備の支援。災害に関するあらゆる情報の関係機関への提供。関係機関と連携し災害時要援護者対策の確立。
社協が支援すること	災害ボランティアセンターの体制の整備。関係機関と連携し、災害時要援護者対策の確立。

事業名 事業概要	H21	H22	H23	H24	H25	実施主体 協働機関・団体
災害ボランティア事業 区内災害ボランティアのネットワーク構築。（災害ボランティア養成講座等） 災害ボランティアセンターの体制整備を行う。 災害時要援護者に関わる調査研究・提言を行う。	充実		見直し	充実		地区センター ボランティア団体 民生委員児童委員 地区社協 行政

7 身近な地域でいきいき暮らすために（在宅支援）

地域の皆さんから寄せられた意見

地域における要援護高齢者支援、認知症高齢者対策、障がい者の見守り支援、地域における子ども家庭支援、虐待早期発見の身近な相談窓口。要援護者の権利擁護。低所得者世帯支援。後見人制度。

目指すこと

誰もが身近な福祉課題に「気づき」、地域の中で「支えあい」のシステムを構築します。あらゆる福祉問題を解決できうる体制を「整える」ことを目指します。

そして、地域皆が参加し安心して暮らせる地域づくりを進めていきます。

期待される役割

地域で生活されている方	地域にある福祉課題に気づき関心を高め、地域における助け合い活動に参加又は支援し、地域ぐるみで援護の必要になる方への支援。
福祉施設・事業所・NPO等	地域における福祉課題を発信し、福祉ニーズの地域化・社会化。問題解決のために地域との積極的な協働。
行政	地域福祉活動と公的な在宅支援事業をつなげ、個別の在宅支援における調整。
社協が支援すること	地域における在宅支援活動を促進するため、情報提供・人材養成等の積極的実施。

事業名 事業概要	H21	H22	H23	H24	H25	実施主体 協働機関・団体
地域ボランティア育成事業 家事支援活動者等の育成を行い地域における在宅支援活動を活性化する。(家事支援セミナー講習)	→ 充実					地区センター 地区社協
地域福祉ネットワーク事業 地域における在宅支援に関わるネットワークづくりを推進する。 「新たな福祉ニーズに対するサービスの開発研究」：新たなニーズに対応すべく関係機関と協働して開発していく。(子ども、障がい者、外国人等)	調査研究	実施	充実	→		地区センター 地区社協 地域包括支援センター 民生委員児童委員 福祉関係機関 当事者 行政
心配ごと相談事業・法律相談事業 市民の身近な相談窓口として実施。専門機関等との連携強化を図る。	→ 充実		見直し	充実	→	地区センター 民生委員児童委員

事業名 事業概要	H21	H22	H23	H24	H25	実施主体 協働機関・団体
一般募金						
地区子ども会等への助成。 低所得世帯への児童生徒入学祝 金の給付。	充実					地区センター 民生委員児童委員
歳末募金						
低所得世帯へ見舞金を給付。 地域で実施される歳末事業への 助成。	充実					地区センター 民生委員児童委員
生活福祉資金・くらしの資金						
一時的な資金の貸し付けによ り、自立生活ができるよう支援 する。	充実					地区センター 民生委員児童委員 行政
日常生活自立支援事業						
日常的な金銭管理・預かり物品 の管理保管の支援を行う。	充実					地区センター 民生委員児童委員 地域包括支援センター 相談機関
介護予防事業						
介護予防事業として元気はつら つ教室の実施。地域の介護予防 事業への協力。	充実					地区センター 地域包括支援センター 行政
日常生活用具貸付事業						
車椅子・福祉体験用具等の貸し 出しを行う。	充実					地区センター

▶ 西 区 Nishi Ward

■ 西区の概要

項目	数値	市全体に占める割合	項目	数値
面積	85.62km ²	5.7%	地域包括支援センター	2箇所
人口（外国人登録者数を除く）	112,466人	14.2%	障害者相談支援事業所	1箇所
（0～14歳）	15.4%（17,326人）	15.4%	子育て支援センター	13箇所
（15～64歳）	63.8%（71,750人）	14.1%	自治会連合会数（自治会数）	8（62）
（65歳～74歳）	10.9%（12,309人）	13.6%	民生委員・児童委員数	159人
（75歳以上）	9.9%（11,081人）	13.5%	小地域福祉活動組織数	地区社協 6
外国人登録者数	3,325人	9.9%	保育園数	16園
世帯数	41,432世帯	13.1%	幼稚園数	15園
高齢夫婦世帯	2,746世帯	11.9%	小学校数	12校
ひとり暮らし高齢者世帯	3,201世帯	12.1%	中学校数	7校
出生数	1,222人		高等学校数	4校
高齢化率	20.80%		特別支援学校数	0校
障がい者数（手帳保持者）	4,038人			
身体障がい者	3,078人			
知的障がい者	509人			
精神障がい者	451人			
介護認定者数	3,748人			
要支援者（1・2）	711人			
要介護者（1～5）	3,037人			

(H20.10 .1 現在)

※高齢夫婦世帯、ひとり暮らし高齢者世帯、障がい者数（手帳保持者）…H20.4.1 現在

※出生数…H19 年度末現在

【区の現状と生活課題・福祉課題】

西区は、浜名湖畔に位置し観光と農水産業が盛んな地域で、旧浜松の6地区と舞阪、雄踏地区で構成され、地域性が異なり住民の福祉課題に違いがあります。その中で、西区内の交通手段として、南側はJR東海道線、東西を走る国道1号線や東名高速道路浜松西インターがあり恵まれていますが、北側は南北道路が不十分であるため、通院や買い物等生活全般に深刻な課題を抱えています。

また、西地区センターは浜松市の最西端に設置されていることから、地域福祉活動の重要な拠点として全域の利便性も考慮し整備と充実を図って行く必要もあります。

このように地域により福祉課題も多様化される中、西区内の8地区の連携をはかり、住民の自主的な参加により地域福祉活動を展開していくことが重要となってきています。

1 福祉を「知る」、「知らせる」、「広める」ために（広報啓発）

地域の皆さんから寄せられた意見

住民のニーズに即応した情報提供及び地域活動の参加意識の希薄化がある。

目指すこと

住民のニーズに即応できるよう、各年代層及び時代に合わせた、情報提供体制を整えます。

期待される役割

地域で生活されている方	情報提供について住民自らの意思を持ち発信し、地域の福祉課題についての意識の向上。
福祉施設・事業所・NPO等	福祉情報の発信。受信基地としての協力体制を整備、地域の一体化に積極的に参加、自由な発想と行動力を提供。
行政	情報網の整備に関する支援、各種同系情報の一元化。（ユニバーサルデザイン・情報処理部門等）
社協が支援すること	関係機関団体との協働を推進しながら、様々な情報網の整備、インターネット、広報誌等を充実。

事業名 事業概要	H21	H22	H23	H24	H25	実施主体 協働機関・団体
広報事業 社協だよりの発行、ホームページの促進。	充実					地区センター 福祉機関
啓発事業 ふれあい広場、福祉啓発イベントの開催、福祉講演会等の開催、ボランティア活動の啓発。	充実					地区センター 地区社協 ボランティア団体

2 みんなが福祉のことを理解するために（福祉教育）

地域の皆さんから寄せられた意見

児童・青少年の心身の健全な育成と世代間の交流を含めた福祉教育の推進をしてほしい。

目指すこと

様々な年齢層や集団（学校・会社等）に対して福祉体験学習等の機会を提供し、地域の中での総合的学習や活動をするための環境の整備をします。

期待される役割

地域で生活されている方	地域住民による児童の見守りや地域での学習機会作りと積極的な参加。
福祉施設・事業所・NPO等	地域住民が気軽に訪問し学習できる場所や体験の機会を積極的に提供。
行政	関係機関との連携及び支援。
社協が支援すること	福祉体験、交流、講座を開催し福祉教育を推進。

事業名 事業概要	H21	H22	H23	H24	H25	実施主体 協働機関・団体
福祉体験事業 高齢者、障がい者の擬似体験学習や高齢者、障がい者の交流、道徳の講座等の開催により福祉教育の充実を図る。	調査研究	実施				地区センター 小中学校 地区社協 当事者団体
福祉教育連絡会等開催事業 小・中学校との連絡会の開催。	調査研究	実施				地区センター 小中学校 地区社協

3 身近な地域での福祉活動をすすめるために（小地域福祉活動）

地域の皆さんから寄せられた意見

誰もが参加し支えあえる地域福祉活動の構築と子育て支援の推進をしてほしい。

目指すこと

地区社協の設置と育成を基本として小地域福祉活動の活性化を図ることや少子化、核家族化が進む中で、子育てに不安を持つ両親に対して支援します。

期待される役割

地域で生活されている方	地区社協活動への主体的な取り組みと積極的参加。生活課題の把握。
福祉施設・事業所・NPO等	場所、機材等の提供、地域福祉活動への協力体制への整備。
行政	地区社協活動に関する運営支援。
社協が支援すること	地区社協設置や育成のための支援活動の充実及び子育て支援の事業推進。

事業名 事業概要	H21	H22	H23	H24	H25	実施主体 協働機関・団体
地域ボランティア育成事業 サロンボランティアの情報交換及び技術習得等研修会の開催、地域福祉を推進するための環境を整え、子育てサロンの設置や子育てサークル、サロンの連絡会等や研修会を開催し活性化を図る。	調査研究	実施				地区センター 地区社協 ボランティア団体
地域福祉講座等開催事業 子育て支援講座（父・母）の開催。	充実					地区センター 地区社協 ボランティア団体
地区社協支援事業 地区社協正副会長会議を行う。 地区社協説明会を行う。	充実					地区センター 地区社協
地区社協等助成事業 地区社協運営費補助金、活動費補助金等により活動の充実を図る。	充実					地区センター 地区社協

4 ボランティア・NPO 活動を広げるために（ボランティア・NPO 活動促進）

地域の皆さんから寄せられた意見

ボランティア活動への住民の積極的参加を促し、ボランティア及びリーダーの育成を図り組織化してほしい。

目指すこと

ボランティア活動の継続性を維持し、NPO・ボランティア等を結び、活動の活性化につなげていきます。

期待される役割

地域で生活されている方	ボランティア活動への参加を積極的に働きかけ、福祉課題を明確に全体化し住民活動につなげ課題や地域のニーズに対応。
福祉施設・事業所・NPO 等	先駆的な取り組みを充実し、行政・住民関係機関等へ、積極的に情報を公開活動を「知らせる」ことから、広がりを持つ。
行政	NPO・ボランティア団体が自由にいきいき活動できるための基盤整備。場所の提供、資材の提供、情報の提供。
社協が支援すること	住民のニーズに応じたボランティア活動の開発、育成、推進を図り、関係機関、ボランティア、NPO を把握し活動の拡大と連携。

事業名 事業概要	H21	H22	H23	H24	H25	実施主体 協働機関・団体
地域福祉調査 区内のボランティアの把握と組織化するための基礎資料。	充実					地区センター 福祉関係機関等
ボランティア講座等開催事業 住民一般や団塊の世代を対象に講座を通してボランティアの推進を図る。	充実					地区センター ボランティア団体 NPO 団体
ボランティアセンター運営事業 ボランティアビューロー等の運営のために場所、機材、資料の充実を図る。レクリエーション用具の貸出。	充実					地区センター 地区社協 ボランティア団体 NPO 団体

5 福祉の支えあいをつなげるために（ネットワーク）

地域の皆さんから寄せられた意見

地域に点在する様々な福祉関係機関等が連携し、横のつながりを持ってほしい。

目指すこと

様々な機関と情報を交換して連携を図り、問題解決を図ります。

期待される役割

地域で生活されている方	積極的な参加と資金協力。
福祉施設・事業所・NPO等	機関の特徴、業務内容を明確にしながら、住民への福祉環境を整備。
行政	行政もネットワークの重要な位置にいることを認識し、積極的な参加。 また、関係部門のとりまとめ。
社協が支援すること	問題意識を持ち、積極的に各種団体・機関・NPO等・関係する機関の協力を得るよう中心的な役割。

事業名 事業概要	H21	H22	H23	H24	H25	実施主体 協働機関・団体
地域福祉ネットワーク事業	充実					地区センター 各種機関・団体 地区社協 民生委員児童委員
地域福祉関係機関ネットワーク 会議、福祉専門機関等を中心として、ネットワーク体制を構築。						

6 災害時のたすけあいを築くために（災害対策）

地域の皆さんから寄せられた意見

要援護者支援及び災害ボランティアの体制整備をしてほしい。

目指すこと

専門家集団の支援網を構築（無線、バイク、重機、機材調達等）します。

期待される役割

地域で生活されている方	災害時に対する準備、災害支援部隊への参加協力、各種資材の提供。
福祉施設・事業所・NPO等	災害時拠点となるよう協定締結、資材場所等の提供、支援物資の備蓄。
行政	備蓄物品の充実、機材資材の提供、協定締結に関する協力体制を強化。
社協が支援すること	災害支援隊等を設置するため、積極的に働きかけ組織化を図る。災害支援体制を構築する為の人材の養成育成を行い組織化を主導。

事業名	H21	H22	H23	H24	H25	実施主体 協働機関・団体
災害ボランティア事業						地区センター ボランティア団体 民生委員児童委員 各種機関
事業概要 災害ボランティア研修会。 災害時協力協定団体の募集とり まとめ。 要支援者と災害ボランティア対 応システムの研究。 災害関係専門家協力者関係会 議。	調査研究	実施	→			

7 身近な地域でいきいき暮らすために（在宅支援）

地域の皆さんから寄せられた意見

地域の中の要援護者を把握し、個別化した生活から地域活動への参加を促進してほしい。

目指すこと

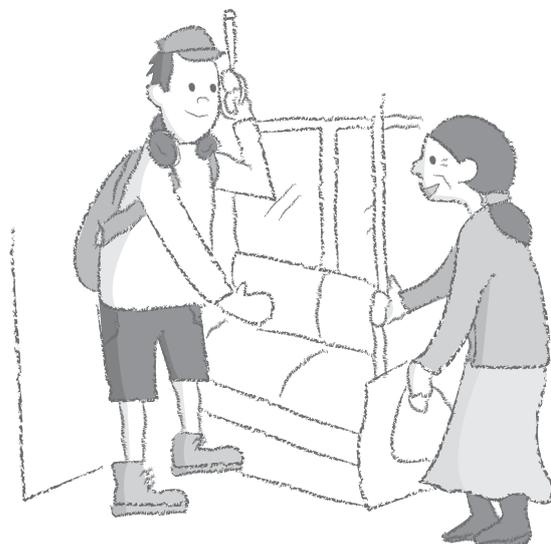
在宅での生活を支援し、生きがいをもって生活できるよう整備します。

期待される役割

地域で生活されている方	応分の費用負担。生活弱者への支援活動の把握と住民活動（ボランティア活動）の積極的参加。
福祉施設・事業所・NPO等	住民の見守り活動の協力や活動の支援及び地域づくりへの参加協力。NPO、タクシー会社との連携。
行政	要援護者の把握と支援強化。
社協が支援すること	生きがい対策事業への積極的取り組みと住民ニーズに対応できる支援体制の整備。

事業名 事業概要	H21	H22	H23	H24	H25	実施主体 協働機関・団体
地域福祉講座等開催事業 生きがいづくりのための講座開催。	充実					地区センター 地区社協
地域ボランティア育成事業 家事支援事業のボランティア派遣や要支援者の移送事業等の研究。	調査研究	実施				地区センター 地区社協 民生委員児童委員 NPO 団体 ボランティア団体 要支援者
心配ごと相談事業・法律相談事業 市民の身近な相談窓口として実施。専門機関等との連携強化を図る。	充実					地区センター 民生委員児童委員
一般募金 地区子ども会等への助成。低所得世帯への児童生徒入学祝金の給付。	充実					地区センター 民生委員児童委員
歳末募金 低所得世帯へ見舞金を給付。地域で実施される歳末事業への助成。	充実					地区センター 民生委員児童委員

事業名 事業概要	H21	H22	H23	H24	H25	実施主体 協働機関・団体
日常生活自立支援事業						地区センター 民生委員児童委員 地域包括支援センター 相談機関
日常的な金銭管理・預かり物品 の管理保管の支援を行う。	充実					
生活福祉資金・くらしの資金						地区センター 民生委員児童委員 行政
一時的な資金の貸し付けによ り、自立生活ができるよう支援 する。	充実					
介護予防事業						地区センター 地域包括支援センター 行政
介護予防事業として元気はつら つ教室の実施。地域の介護予防 事業への協力。	充実					
日常生活用具貸付事業						地区センター
車椅子・福祉体験用具等の貸し 出しを行う。	充実					



▶ 北 区

Kita Ward

■ 北区の概要

項目	数値	市全体に占める割合	項目	数値
面積	277.58km ²	18.4%	地域包括支援センター	2 箇所
人口（外国人登録者数を除く）	94,000 人	11.9%	障害者相談支援事業所	4 箇所
（0～14 歳）	13.9%（13,104 人）	11.6%	子育て支援センター	7 箇所
（15～64 歳）	63.5%（59,679 人）	11.8%	自治会連合会数（自治会数）	6（126）
（65 歳～74 歳）	10.7%（10,064 人）	11.1%	民生委員・児童委員数	156 人
（75 歳以上）	11.9%（11,153 人）	13.6%	小地域福祉活動組織数	地区社協 3
外国人登録者数	2,040 人	6.1%	保育園数	13 園
世帯数	33,263 世帯	10.5%	幼稚園数	20 園
高齢夫婦世帯	2,224 世帯	9.6%	小学校数	22 校
ひとり暮らし高齢者世帯	3,002 世帯	11.3%	中学校数	7 校
出生数	778 人		高等学校数	6 校
高齢化率	22.57 %		特別支援学校数	1 校
障がい者数（手帳保持者）	4,719 人			
身体障がい者	3,648 人			
知的障がい者	647 人			
精神障がい者	424 人			
介護認定者数	3,668 人			
要支援者（1・2）	780 人			
要介護者（1～5）	2,888 人			

（H20.10 .1 現在）

※高齢夫婦世帯、ひとり暮らし高齢者世帯、障がい者数（手帳保持者）…H20.4.1 現在

※出生数…H19 年度末現在

【区の現状と生活課題・福祉課題】

北区は浜名湖の北東部に位置し、市内で 2 番目の面積を有し、平野部や丘陵地・中山間地域など変化に富んだ地勢で、美しい自然景観や観光資源が豊富です。宅地化が進む新興住宅や光技術・輸送機器関連などの高度な工業技術産業、果樹・花木などを生産する農業といった異なった特色を持つ地域です。

少子高齢化の進行に伴い、地域活動への参加が減少するなど住民意識の変化が見られます。公共交通機関が少ないため、生活全般に係る移動手段の不足など高齢になっても危険を承知で車の運転をしなければならない状況があります。近所づきあいの希薄化やボランティア活動者の高齢化など各地域で共通する問題もあり、それぞれの地域特性を活かした、地域福祉活動の推進が必要となってきました。

1 福祉を「知る」、「知らせる」、「広める」ために（広報啓発）

地域の皆さんから寄せられた意見

住民や関係機関・団体等への的確な内容の情報提供・伝達が不十分である。

目指すこと

情報環境の整備を図り、情報を共有できる体系を構築すると共に PR の強化に努めます。

期待される役割

地域で生活されている方	福祉に関心を持ち、住民同士が連携し情報を伝え合える関係づくりの強化。
福祉施設・事業所・NPO 等	住民の利便を図り、気軽に立寄れる場所での福祉情報の提供。
行政	公共施設の開放と地域福祉啓発事業への共同の取り組み。
社協が支援すること	地域の実情に合った情報提供、相談機能の充実。 関係機関・団体等との連携協力による広報啓発の拡大。

事業名 事業概要	H21	H22	H23	H24	H25	実施主体 協働機関・団体
広報事業 社協だよりの発行、HP の促進、福祉情報の提供。	充実					地区センター 地区社協 福祉施設 関係機関
啓発事業 地域福祉をテーマとした北区福祉講演会を開催。 福祉啓発を目的とした北区ふれあい広場等開催。 地元住民への地域福祉啓発を関係機関・団体と連携してボランティアフェスティバルを開催。	調査研究 実施	充実				地区センター 地区社協 当事者団体 ボランティア団体 関係機関

2 みんなが福祉のことを理解するために（福祉教育）

地域の皆さんから寄せられた意見

地域の関係性が希薄化し住民の福祉意識も衰退し始めている。
また、学校教育に於いても福祉教育の停滞がみられる。

目指すこと

福祉体験やボランティア活動の場を提供し、福祉のこころを育てます。

期待される役割

地域で生活されている方	地域で福祉教育を受入れられる体制、環境の整備。
福祉施設・事業所・NPO等	ボランティアの受入れや体験等が円滑に行うことができる体制支援。
行政	地域と協働した福祉教育の場の提供。 教育関連機関との調整による福祉教育の推進を図る。
社協が支援すること	地域・学校との連携を図り、地域ぐるみの福祉教育を推進。 子供・若者達に対して、福祉体験を通して理解を深める事業を推進。

事業名 事業概要	H21	H22	H23	H24	H25	実施主体 協働機関・団体
福祉体験事業 中高生の長期休暇中や地域の行事の際に、地域を巻き込んだボランティア体験活動を実施。 小中学校を中心に小前福祉体験学習を実施し時代に合った福祉教育のあり方を推進する。	見直し	充実				地区センター 学校 福祉施設 地区社協 ボランティア団体
地域福祉講座等開催事業 住民向けの福祉教育講座を実施し、理解を広める。	調査研究 実施	実施				地区センター 関係団体

3 身近な地域での福祉活動をすすめるために（小地域福祉活動）

地域の皆さんから寄せられた意見

当事者の福祉への要求が多様化・細分化する中、個別の要求に沿ったきめの細かい支援や対応ができていない。

目指すこと

地区社協を拠点に地域の課題に取り組み、安心して暮らせる心の通い合う地域づくりを推進します。

期待される役割

地域で生活されている方	身近な福祉課題に気づき、それを受け止めた活動の工夫。 個々の特技・技術を発信。
福祉施設・事業所・NPO等	活動拠点の位置づけを目指し、世代間交流の場・ふれあいの場としての開放。
行政	地区社協活動（小地域福祉活動）への理解と支援。
社協が支援すること	地区社協の運営強化・活動支援およびボランティアリーダーの育成。 住民との連携を図り、地域情報を受信・調整。

事業名 事業概要	H21	H22	H23	H24	H25	実施主体 協働機関・団体
地区社協支援事業 運営・活動における相談援助、支援活動を進める。 要望に基づいた、個別の人材を育成する講座を開催。 地域福祉活動がスムーズに展開できるように活動拠点整備を行う。	調査研究	実施	充実			地区センター 地区社協 福祉機関
地区社協等助成事業 地区社協運営費補助金、活動費補助金等により活動の充実を図る。	充実					地区センター 地区社協
地域福祉講座等開催事業 高齢者・子育て支援等を目的に日常生活への情報提供をする。	調査研究 実施	充実				地区センター 地区社協 福祉機関

4 ボランティア・NPO 活動を広げるために（ボランティア・NPO 活動促進）

地域の皆さんから寄せられた意見

ボランティア活動者の高齢化と担い手不足。各種団体との連携が乏しい。

目指すこと

活動の担い手を育成し、ボランティア組織の強化・発展を進め、住民に福祉意識の高揚を図ります。

期待される役割

地域で生活されている方	身近で参加できるイベント・行事への手段を確立。 団塊世代に、福祉活動との関わりを深めてもらう機会を提供。
福祉施設・事業所・NPO 等	受入場所・活動の拠点地。 各事業についての連携・協力体制の確立。
行政	活動の把握を行い、財源や拠点の確保についての支援。
社協が支援すること	体系的なボランティア育成方法の検討・実施、活動への支援。新しいボランティアの発掘と育成の強化。

事業名 事業概要	H21	H22	H23	H24	H25	実施主体 協働機関・団体
地域福祉活動助成事業 北区ボランティア連絡協議会への活動助成を行う。	見直し	充実				地区センター ボランティア団体 福祉施設
ボランティアセンター運営事業 作業・会議の場、機材・レクリエーション用具等の貸出。 情報提供の場として居室を使用してもらう。	充実					地区センター 地区社協 ボランティア団体 NPO 団体
ボランティア講座等開催事業 興味・関心をもつ方々に、活動を理解してもらい、参加へのきっかけづくりを行う。 事業・活動の活性化を目的に、各地域のボランティアリーダーを育成する。	見直し	充実				地区センター 地区社協 ボランティア団体

5 福祉の支えあいをつなげるために（ネットワーク）

地域の皆さんから寄せられた意見

地域や学校・企業・病院・施設・当事者団体・関係行政等との連携が不十分。

目指すこと

福祉に関わる者同士のつながりを深め、より良い情報を共有し協働する関係づくりを目指します。

期待される役割

地域で生活されている方	個々の存在を理解し、横のつながりを持つ町づくりの意識高揚。
福祉施設・事業所・NPO等	社会参加の場、空き教室の提供。 専門機関・団体等が持ち備えている情報を発信・共有。
行政	地域社会の活性化に向けた積極的な支援体制。
社協が支援すること	地域社会の変化や様々な特性を受け止めた中でのネットワーク強化。

事業名 事業概要	H21	H22	H23	H24	H25	実施主体 協働機関・団体
地域福祉ネットワーク事業						地区センター 地区社協 各種関係機関
意見・情報交換を行い、関係機関等との協働事業を展開し啓発を図る。	調査研究	実施	充実			
地域福祉調査						地区センター 地区社協 各種関係機関
福祉課題等を抽出し、事業活動を展開するための調査を行う。	充実					
ふれあい交流事業						地区センター 各種関係機関
子どもから高齢者等一堂が交流を図り、地域の“絆”の大切さを理解し意識していくための事業を行う。	充実					

6 災害時のたすけあいを築くために（災害対策）

地域の皆さんから寄せられた意見

地域における災害意識が弱く、災害時の緊急対応等への不安が大きい。

目指すこと

住民同士による災害時の相互支援体制の確立と、減災への取り組みを行います。

期待される役割

地域で生活されている方	隣近所の関係を深め、家族構成等の把握をして防災意識を強化。 自治会の取り組み姿勢と活動の強化。
福祉施設・事業所・NPO等	緊急時受入れ場所としての態勢整備。 関係機関との連携や最新情報の提供。
行政	必要最小限度の災害弱者個人情報、自治会長・民生委員等に提供。 災害時の支援者に対する体制整備・調整。
社協が支援すること	災害ボランティアセンターの体制整備。 災害ボランティアコーディネーターの育成や自治会との連携体制を強化。

事業名	H21	H22	H23	H24	H25	実施主体 協働機関・団体
事業概要						
災害ボランティア事業						地区センター 自治会 地区社協 各種関係機関 ボランティア団体 行政 防災局
災害ボランティアセンター立上げ訓練や地域災害に対する啓蒙活動を実施。 災害時、要援護者に関わる要望を調査する。	見直し	充実				

7 身近な地域でいきいき暮らすために（在宅支援）

地域の皆さんから寄せられた意見

地域格差が激しく実情に合った支援サービスが行き届いていない。
生活に不安課題を抱えている住民が多い。

目指すこと

住民の立場に立った誰もが使いやすい福祉サービスを推進します。

期待される役割

地域で生活されている方	近隣住民同士の声かけ、見守り体制の整備。 顔の見える関係づくりや困り事が発信できる状況を整備。
福祉施設・事業所・NPO等	地域一体型の開放施設として、専門機関が持つ情報や技術を地域に発信・提供。
行政	身近な相談窓口の設置。公共交通機関の充実・確保。低所得者への支援強化。出張窓口業務の検討。
社協が支援すること	地域の要求を拾い上げ問題解決を図り、関係機関につなげる橋渡しの役割。具体的なサービス提供で高齢者・障がい者等の地域生活を維持助長、家族負担軽減のための支援。

事業名 事業概要	H21	H22	H23	H24	H25	実施主体 協働機関・団体
給食、配食サービス事業						地区センター 地区社協 ボランティア団体 地域住民
ひとり暮らし高齢者等の安否確認を踏まえて配食サービスを行う。	調査研究	実施	充実			
介護保険・障害者自立支援事業						地区センター 福祉施設 地域包括支援センター 行政
要支援・要介護者、障がい児者へ介護サービスの提供を行う。	充実					
日常生活自立支援事業						地区センター 民生委員児童委員 地域包括支援センター 相談機関
日常的な金銭管理・預かり物品の管理保管の支援を行う。	充実					
介護予防事業						地区センター 地域包括支援センター 行政
介護予防事業として元気はつらつ教室の実施。地域の介護予防事業への協力。	充実					

事業名	H21	H22	H23	H24	H25	実施主体 協働機関・団体
事業概要						
日常生活用具貸付事業 福祉車両貸出事業	充実					地区センター
車椅子・福祉体験用具・福祉車 両等の貸し出しを行う。						
放課後児童育成事業	充実					地区センター 行政
旧引佐3町の学童保育所の運 営。(引佐2ヶ所、細江4ヶ所、 三ヶ日2ヶ所)						
心配ごと相談事業	見直し	充実				地区センター 民生委員児童委員
市民の身近な相談窓口として実 施。専門機関等との連携強化を 図る。						
歳末募金	見直し	充実				地区センター 民生委員児童委員
低所得世帯へ見舞金を給付。 地域で実施される歳末事業への 助成。						
一般募金	見直し	充実				地区センター 民生委員児童委員
地区子ども会等への助成。 低所得世帯への児童生徒入学祝 金の給付。						
生活福祉資金・くらしの資金	見直し	充実				地区センター 民生委員児童委員 行政
一時的な資金の貸し付けによ り、自立生活ができるように支 援する。						

▶ 浜北区

Hamakita Ward

■ 浜北区の概要

項目	数値	市全体に占める割合	項目	数値
面積	66.64km ²	4.4%	地域包括支援センター	2箇所
人口（外国人登録者数を除く）	89,051人	11.2%	障害者相談支援事業所	4箇所
（0～14歳）	14.6%（13,051人）	11.6%	子育て支援センター	5箇所
（15～64歳）	63.9%（56,905人）	11.2%	自治会連合会数（自治会数）	5（38・107）
（65歳～74歳）	11.4%（10,120人）	11.2%	民生委員・児童委員数	129人
（75歳以上）	10.1%（8,975人）	10.9%	小地域福祉活動組織数	地区社協 0 地域福祉会 86
外国人登録者数	2,712人	8.1%	保育園数	5園
世帯数	30,508世帯	9.6%	幼稚園数	16園
高齢夫婦世帯	2,023世帯	8.8%	小学校数	12校
ひとり暮らし高齢者世帯	1,764世帯	6.6%	中学校数	5校
出生数	835人		高等学校数	2校
高齢化率	21.44%		特別支援学校数	1校
障がい者数（手帳保持者）	3,784人			
身体障がい者	2,964人			
知的障がい者	540人			
精神障がい者	280人			
介護認定者数	2,482人			
要支援者（1・2）	429人			
要介護者（1～5）	2,053人			

(H20.10 .1 現在)

※高齢夫婦世帯、ひとり暮らし高齢者世帯、障がい者数（手帳保持者）…H20.4.1 現在

※出生数…H19 年度末現在

【区の現状と生活課題・福祉課題】

浜北区は、浜松市のほぼ中央に位置し、区域の多くを平野部が占めています。東に天竜川、西に三方原台地、北は山地と豊かな自然環境に恵まれるとともに、輸送用機器をはじめ、植木産業や柿、梨などの生産が盛んな地域です。中心市街地とは鉄道で結ばれ都心を補完する副都心として期待されています。

区域内には公共施設、商業施設および医療機関が多く、福祉機関や施設も比較的充実しており生活上の安心度は高いといえますが、一部の地域では交通アクセスが不便な地域もあります。

地域での生活環境面では、自治会や町内会を中心とした活動が活発なことから住民どうしのつながりは比較的保たれていますが、今後都市化が進む中で新興住宅地や異世代間の関わり方の課題などが増えてくると予想されます。

今後の少子高齢化の進展や区域内の各種の仕組みや環境の変化があるなかで、今まで以上に住民、関係団体、行政などとの新たな連携を図りながら、地域住民主体による福祉活動の活性化が望まれます。

1 福祉を「知る」、「知らせる」、「広める」ために（広報啓発）

地域の皆さんから寄せられた意見

社協だよりをより身近なものに感じられるようにしてほしい。
社協の存在や社協が行う事業・活動を良く知らない。

目指すこと

福祉に関する広報や広聴を効果的に行うことにより、福祉に対する理解を深めてもらうとともに、社協事業への認知、理解を広めていきます。

期待される役割

地域で生活されている方	自分たちの地域や生活に関わる福祉情報への関心を持つ。
福祉施設・事業所・NPO等	社協等との連携による有効な福祉情報の提供。
行政	福祉に対する有効な情報の提供。
社協が支援すること	福祉情報を効果的に発信。社協だよりを読みやすくするための改善。

事業名 事業概要	H21	H22	H23	H24	H25	実施主体 協働機関・団体
広報事業 社協だよりや社協ホームページの内容充実、福祉活動パンフレット等の作成を行う。	充実					地区センター 福祉団体 関係機関
啓発事業 区内の関係団体、機関の参加によるふれあい広場を開催する。他のイベントとの協働活動にも取り組む。	充実	見直し	充実			地区センター 福祉団体 関係機関 福祉施設
地域福祉講座等開催事業 住民生活に関わるテーマに沿った講演会や懇談会等を開催し、福祉に関する啓発や意見交換等の機会を設ける。	調査研究	実施	充実			地区センター 福祉団体 関係機関

2 みんなが福祉のことを理解するために（福祉教育）

地域の皆さんから寄せられた意見

地域生活や学校生活の中における福祉に関する知識を学ぶ機会が少ない。
子どもから大人までが福祉について学び理解を深める機会づくりが必要。

目指すこと

子どもから大人までが福祉に対する理解を深める機会を設け、今後の生活や活動に活かすことのできる環境づくりを行います。

期待される役割

地域で生活されている方	福祉に関する機会や情報への関心を持つ。 さまざまな福祉活動への参加。
福祉施設・事業所・NPO等	幅広い人が参加できるための必要な情報と機会の提供。
行政	学校における福祉教育の推進。
社協が支援すること	学校における福祉教育の取り組みが円滑に行えるための支援。福祉体験の内容充実。地域、学校、関係機関等との連携による地域や学校での新たな福祉教育活動の検討。

事業名 事業概要	H21	H22	H23	H24	H25	実施主体 協働機関・団体
福祉体験事業 区内の中学1年生全員が福祉に対する理解を深めるため社会福祉施設での体験を行う。 小学生、中学生等への福祉体験（理解）事業として学校や福祉センターで講習、体験を行う。 中学生以上を対象に夏休み期間中のボランティア体験を行う。	充実					地区センター 学校 福祉施設
地域福祉講座等開催事業 地域や学校における福祉教育活動のテーマで講演会や意見交換、検討等を行う。（福祉教育セミナー等）	調査研究	実施	充実			地区センター 学校 関係団体

3 身近な地域での福祉活動をすすめるために（小地域福祉活動）

地域の皆さんから寄せられた意見

地域の一人暮らし高齢者、高齢者世帯の生活不安が多い。
効果的な地域福祉組織の再編が必要。福祉活動費の確保が課題。
地域福祉活動の担い手づくりが効果的に行われていない。

目指すこと

現在まで取り組んできたきめ細やかな福祉活動を再編し、地域性に合った組織へのスムーズな移行を行います。浜北区の地域性に合わせた地域福祉活動を展開し、福祉課題への取り組みを効果的に行う仕組みをつくります。

期待される役割

地域で生活されている方	地域での福祉課題の把握。必要な福祉活動の実施。新たな地域福祉組織についての検討、協議。
福祉施設・事業所・NPO等	福祉に関する情報や知識の提供。
行政	地域主体による福祉活動の重要性の広報。地域福祉推進組織への支援。
社協が支援すること	今までの取り組みや地域性を活かした地域福祉組織のあり方を協議し、地域の方々と組織化に取り組む。地域福祉活動を円滑に行うための支援。さまざまな福祉活動やボランティア活動の提案。

事業名 事業概要	H21	H22	H23	H24	H25	実施主体 協働機関・団体
地域福祉講座等開催事業 地域福祉に関する講演会等を開催し、効果的な福祉活動への取り組みにつなげる。	調査 研究	実施	充実			地区センター 関係団体
地区社協等助成事業 地域福祉推進組織に対し活動費を助成する。	充実					地区センター 地域福祉組織 行政
地区社協支援事業 地域福祉推進組織の設立推進と活動への支援活動を行う。 (H21年度組織化)	調査 研究	実施	充実			地区センター 自治会 関係団体 関係機関
地域福祉ネットワーク事業 地域福祉組織相互の情報交換、社会福祉資源とのネットワーク化を図ることが出来る連絡会等の仕組みをつくる。	調査 研究		実施	充実		地区センター 地域福祉組織 関係機関

4 ボランティア・NPO 活動を広げるために（ボランティア・NPO 活動促進）

地域の皆さんから寄せられた意見

地域におけるボランティアの不足。ボランティア活動に対する認識が低い。退職すると地域との関係性が少ない。行政主導による保健活動団体等への支援の減少。いきいきサロン活動等の不活性化、高齢化。

目指すこと

地域でのボランティア活動の必要性を理解し、関心をもってもらうような働きかけを行います。団塊世代などへのアプローチを行い、生きがいづくりや地域福祉の新たな担い手づくりにつなげていきます。ニーズに合ったボランティア活動内容を検討し地域での活動につなげていきます。

期待される役割

地域で生活されている方	身近な福祉活動やボランティア活動への積極的な参加。
福祉施設・事業所・NPO 等	身近な福祉活動の情報提供。他の団体や社協などと協働で講座等を実施。地域の方が参加しやすい活動の場の提供。
行政	市民協働の考えによるボランティア活動の重要性の広報。活動を行いやすい環境の整備。
社協が支援すること	市民が希望するボランティア活動への支援。地域が希望するニーズのコーディネート。地域福祉活動の充実につながるボランティア活動の推進。

事業名 事業概要	H21	H22	H23	H24	H25	実施主体 協働機関・団体
ボランティアセンター運営事業 ボランティア活動・市民活動支援、相談の窓口として、さまざまな支援事業を行う。	充実					地区センター 関係団体 関係機関
ボランティア講座等開催事業 市民への啓発・活動促進を目的にさまざまな研修会や講座等を実施し、地域での活動につなげる。地域での子育て支援活動等新たな福祉活動にもつなげる。	充実					地区センター 関係団体 関係機関
ふれあい交流事業 障がい児者と市民との交流活動を通じ、相互理解の促進につなげる。施設や団体との連携を図る。	充実					地区センター 関係団体 ボランティア団体
レクリエーション用具等貸出事 地域福祉活動やボランティア活動に活用できるレクリエーション用具等の貸し出しを行う。	充実					地区センター

5 福祉の支えあいをつなげるために（ネットワーク）

地域の皆さんから寄せられた意見

他の機関や団体との連携が少ない。高齢者、障がい者の支援機関の認知度が低い。
当事者団体のみでは活動に限界がある。

目指すこと

他の機関や団体との連携により、効果的な地域福祉事業の展開を図ります。
当事者団体の持つ情報等を関係団体や住民と共有し、効果的な活動につなげていきます。

期待される役割

地域で生活されている方	福祉に関する課題や問題の情報を関係機関等へ提供。
福祉施設・事業所・NPO等	他の機関や団体と連携強化。 地域活動等への参加による認知度向上への努力。
行政	既存の関係組織等との連携強化。 福祉関係団体等との意見交換、情報共有。
社協が支援すること	地域内の関係機関、団体等との効果的な協働体制の整備。

事業名 事業概要	H21	H22	H23	H24	H25	実施主体 協働機関・団体
地域福祉ネットワーク事業	充実					関係機関 行政 地区センター
地域包括支援センター、障害者相談支援センター等との連絡会等に参画、協力し、相互の効果的な福祉活動等につなげる。(地域自立支援協議会等) 福祉団体等との福祉懇談会、アンケート調査等を実施する。						

6 災害時のたすけあいを築くために（災害対策）

地域の皆さんから寄せられた意見

災害支援活動や災害ボランティア活動に対する認知度、理解度が低く協力者が少ない。災害時要援護者に対する支援方法が確立されていないため不安が大きい。

目指すこと

災害時支援活動や災害ボランティア活動に対する認知度を上げ、活動への理解者や協力者を増やし効果的な活動につなげます。

期待される役割

地域で生活されている方	災害への関心を持つ。 地域での防災活動や災害時支援活動の実施。
福祉施設・事業所・NPO等	他団体等との連携を視野に入れた災害時要援護者支援活動への取り組み。
行政	災害ボランティアセンターの体制整備に必要な支援や協力。災害時要援護者避難支援計画の作成と有効な運用方法の検討協議。
社協が支援すること	災害支援活動の効果的な啓発。災害ボランティア協力者の育成。 防災や災害時支援活動を視野に入れた地域福祉活動の推進。

事業名 事業概要	H21	H22	H23	H24	H25	実施主体 協働機関・団体
災害ボランティア事業 市民への啓発事業、災害時への対応強化に向けた取り組みを関係者、行政とともに行う。	充実					地区センター 関係団体 関係機関 行政

7 身近な地域でいきいき暮らすために（在宅支援）

地域の皆さんから寄せられた意見

老後の生活、生きがいへの不安が多い。
地域での生活に不安を抱える方への支援が必要。相談窓口に関する周知がされていない。

目指すこと

地域に暮らすさまざまな方への支援を充実します。
相談窓口の周知方法の改善を図ります。

期待される役割

地域で生活されている方	地域における助け合い活動の推進。
福祉施設・事業所・NPO等	制度や情報の効果的な周知。各機関、団体との連携による相談対応の改善、充実。
行政	公的な保健福祉事業と社協や地域の活動との連携による効果的な事業の実施。
社協が支援すること	行政との連携による地域活動に参加しやすい環境の整備。 相談窓口の効果的な広報。 地域に暮らすさまざまな方への支援。

事業名 事業概要	H21	H22	H23	H24	H25	実施主体 協働機関・団体
ボランティア講座等開催事業 主に高齢者の福祉活動参加を目的にさまざまな講座等を実施し、地域での活動につなげる。行政の保健事業等とも連携を図る。	調査 研究	実施	充実			地区センター 関係機関
地域福祉ネットワーク事業 地域包括支援センター、障害者相談支援センター等との連絡会等に参画、協力し、相互の効果的な事業展開、相談対応の充実につなげる。	充実					関係機関 行政 地区センター
介護予防事業 介護予防事業として元気はつらつ教室の実施。地域の介護予防事業への協力。	充実					地区センター 地域包括支援センター 行政
重度障害者生活訓練ホーム管理事業 重度障害者生活訓練ホームの運営を行う。	充実		見直し	充実		地区センター

事業名 事業概要	H21	H22	H23	H24	H25	実施主体 協働機関・団体
日中一時支援事業 障がい児を対象とした放課後児童クラブを実施し、利用者の活動場所確保や親の養育支援を行う。	充実					地区センター ボランティア団体
心配ごと相談事業 法律相談事業 市民の身近な相談窓口として実施。専門機関等との連携強化を図る。	充実					地区センター 民生委員児童委員
日常生活用具貸付事業 車椅子・福祉体験用具等の貸し出しを行う。	充実					地区センター
生活福祉資金・くらしの資金 一時的な資金の貸し付けにより、自立生活ができるように支援する。	充実					地区センター 民生委員児童委員 行政
日常生活自立支援事業 日常的な金銭管理・預かり物品の管理保管の支援を行う。	充実					地区センター 民生委員児童委員 地域包括支援センター 相談機関
歳末募金 低所得世帯へ見舞金を給付。地域で実施される歳末事業への助成。	充実					地区センター 民生委員児童委員
一般募金 地区子ども会等への助成。低所得世帯への児童生徒入学祝金の給付。	充実					地区センター 民生委員児童委員
介護保険・障害者自立支援事業 要支援・要介護者、障がい児者へ介護サービスの提供を行う。	充実					地区センター 福祉施設 地域包括支援センター 行政

▶ 天竜区

Tenryu Ward

■ 天竜区の概要

項目	数値	市全体に占める割合	項目	数値
面積	943.86km ²	62.5%	地域包括支援センター	2箇所
人口（外国人登録者数を除く）	36,141人	4.6%	障害者相談支援事業所	1箇所
（0～14歳）	9.1%（3,282人）	2.9%	子育て支援センター	6箇所
（15～64歳）	54.8%（19,811人）	3.9%	自治会連合会数（自治会数）	5（180）
（65歳～74歳）	15.1%（5,472人）	6.1%	民生委員・児童委員数	129人
（75歳以上）	21.0%（7,576人）	9.2%	小地域福祉活動組織数	地区社協 6
外国人登録者数	531人	1.6%	保育園数	3園
世帯数	13,571世帯	4.3%	幼稚園数	15園
高齢夫婦世帯	1,896世帯	8.2%	小学校数	16校
ひとり暮らし高齢者世帯	2,023世帯	7.6%	中学校数	5校
出生数	158人		高等学校数	4校
高齢化率	36.10%		特別支援学校数	1校
障がい者数（手帳保持者）	2,479人			
身体障がい者	1,915人			
知的障がい者	317人			
精神障がい者	247人			
介護認定者数	2,002人			
要支援者（1・2）	445人			
要介護者（1～5）	1,557人			

（H20.10 .1 現在）

※高齢夫婦世帯、ひとり暮らし高齢者世帯、障がい者数（手帳保持者）…H20.4.1 現在

※出生数…H19 年度末現在

【区の現状と生活課題・福祉課題】

天竜区は、浜松市の北部に位置し、北から右回りに静岡県側は、川根本町、島田市、森町、磐田市、左回りには、長野県飯田市、天龍村、愛知県豊根村、東栄町、新城市に隣接しています。市域面積の6割を占め中央部を天竜川が縦断し、自然豊かな中山間地域です。

一方、市域の中では、最も少子高齢化が進行している地域で中には、高齢化率100%に達しているところや1年間を通じ子どもがひとりも生まれないところもあり、益々スピード化する過疎化が深刻です。このため、通院や買い物、金融機関へ行くなど生活全般に渡る移動手段の不足、ボランティアの高齢化、少子化に伴い身近な所に子育てする仲間がいらないなどの課題があり、今まで以上に地域住民同士が助け合い、知恵や力を出し合いその、地域に見合った地域福祉活動の推進が必要となってきました。

1 福祉を「知る」、「知らせる」、「広める」ために（広報啓発）

地域の皆さんから寄せられた意見

社協活動のPRが不足しているために、認知度が低い。
自分の住んでいる地域以外のところでは、どのような活動をしているのかを知りたい。

目指すこと

地域住民の方々にとって、生活や地域活動の必要な情報、住民の声などをその場や状況に応じて発信ができるよう心がけていきます。

期待される役割

地域で生活されている方	情報誌やHP(ホームページ)を活用し、新しい情報をキャッチ。 地域でおこなわれている活動を「広報」・「HP(ホームページ)」・「ブログ」などでみんなに、情報発信。
福祉施設・事業所・NPO等	HP(ホームページ)などをリンクさせて、互いの情報を発信。
行政	地域住民の方へ必要な情報が確実に届けられる体制を持続。 公民館や区役所・地域自治センター等地域の身近なところで情報誌を手に行けるスペースの確保。
社協が支援すること	地域の住民の方が必要としている情報を集め、読みやすく・わかりやすい情報誌・広報誌を発行。 研修会・イベント等の関係情報をHP(ホームページ)を活用して、その場に応じて発信。 地域でおこなわれている活動の情報誌・HP(ホームページ)作りのサポート。

事業名 事業概要	H21	H22	H23	H24	H25	実施主体 協働機関・団体
広報事業 「社協だより」や地域版の広報誌、天竜版イベント情報誌の発行。社協パンフレットの作成。HP(ホームページ)、ブログ、メールマガジンの運営管理。	見直し	充実				地区センター 地区社協 ボランティア団体 関係機関
啓発事業 地域活動の紹介とボランティアの自主財源確保を目的としたふれあい広場の開催。また、地域のイベントなどに社協のコーナーを設け誰もが気軽に福祉について考えることができる機会を作り社協活動のPRを行う。	見直し	充実				地区センター 地区社協 ボランティア団体

2 みんなが福祉のことを理解するために（福祉教育）

地域の皆さんから寄せられた意見

近隣に住む人たち同士の関わり、互助・共助の精神が薄れてきている。
次世代を担う若い世代が、福祉について学ぶ機会を充実して欲しい。

目指すこと

地域の中で、安全・安心な生活が送れるために、みんなで協力し合って活動し、それが生きがいになるよう働きかけていきます。また、天竜区の地域特性を生かして、浜松市民に福祉教育・生活体験の場を提供して共に学びあうきっかけづくりをします。

期待される役割

地域で生活されている方	地域で行われる活動（小地域・地区社協の福祉活動、奉仕活動、ボランティア活動、地域行事）等へ積極的に参加。地域の中で福祉について考える機会を設け、学習をしてみたいことがあれば社協に相談。地域で開催される講座や研修会等に積極的に参加。
福祉施設・事業所・NPO等	幅広い世代を対象とした福祉体験学習等の機会を設け新しい福祉情報や社会資源の提供・支援。
行政	地域にある教育・社会資源への働きかけと充実に向けた支援。
社協が支援すること	地域や学校・福祉関係機関・民間の専門家と連携をして、福祉や生活体験講座の支援。新しい制度や役立つ体験講座等、さまざまなテーマを題材に福祉教育講座の開催。

事業名 事業概要	H21	H22	H23	H24	H25	実施主体 協働機関・団体
福祉体験事業 青少年を対象に地域福祉理解を深める体験学習の開催をする。	見直し	充実				地区センター 地区社協 ボランティア団体 福祉施設 学校
福祉教育連絡会等開催事業 学校・地域における福祉教育が効果的に推進できるよう関係機関が情報交換できる場を提供する。	見直し	充実				地区センター 学校 研究機関 教育委員会
地域福祉講座等開催事業 地域における福祉課題・生活課題を整理し、地域へ周知・理解を深めるよう伝えていく。	充実					地区センター 地区社協 ボランティア団体 福祉施設等
ふれあい交流事業 広域な浜松市の中で、ネーチャーズゲームを通して、天竜区の自然を体感することによって「生」の大切さを発信していく。	調査研究 実施	充実				地区センター 地区社協 ボランティア団体 NPO 団体 自然研究家 各種団体

3 身近な地域での福祉活動をすすめるために（小地域福祉活動）

地域の皆さんから寄せられた意見

それぞれの地域の現状を正しく理解し、地域の状況に応じた支援をして欲しい。
社会福祉協議会と地域社会との連携および協力体制の構築をして欲しい。

目指すこと

地域での活動を通じて見えてきた新たな生活課題・福祉課題に対する取り組みを、住民主体の小地域福祉活動として展開することが出来るようにしていきます。また、小地域福祉活動グループと地区社協の活動が充実・活性化するよう働きかけていきます。

期待される役割

地域で生活されている方	地域の福祉課題・生活課題を把握し、地域独自の研修会を実施。地域で開催される懇談会に参加し、自分の思いを伝える。他人まかせにせず、小地域福祉活動グループ・地区社協の事業への参加・運営。
福祉施設・事業所・NPO等	小地域福祉活動グループや地区社協との連携をし、地域福祉の推進。
行政	小地域福祉活動に取り組む団体への支援。地区社協への助成を充実させ支援。
社協が支援すること	地域住民の意見を聴くため、機会あるごとに地域へ積極的に出向き、情報の把握や課題解決に向け、小地域福祉活動を支援。小地域福祉活動への取り組みに向けた研修会を開催。

事業名 事業概要	H21	H22	H23	H24	H25	実施主体 協働機関・団体
地域福祉講座等開催事業 小地域福祉活動がスムーズに展開できるよう講座の開催をしていく。また、地域からの要望により、福祉的な視点で、様々な講座を出前で開催する。	調査研究 実施	充実	見直し	充実		地区センター 地区社協 ボランティア団体 NPO 団体 研究者 各種団体
地区社協支援事業 地域での活動に出向き、指導・助言や組織運営の支援等を行う。また、レクリエーション用具の貸し出しを行う。	見直し	充実				地区センター 地区社協 自治会 ボランティア団体 NPO 団体 研究者 各種団体
地区社協等助成事業 地区社協運営費補助金、活動費補助金等により活動の充実を図る。	充実					地区センター 地区社協
地域福祉調査 住民懇談会を通じ、地域住民から生活課題・福祉課題を聞き取り、今後の活動に結びつけるきっかけづくりをする。	充実		見直し	充実		地区センター 地区社協 自治会 ボランティア団体 NPO 団体 研究者 各種団体

4 ボランティア・NPO 活動を広げるために（ボランティア・NPO 活動促進）

地域の皆さんから寄せられた意見

ボランティアが高齢化している。また、男性の活動者が少ない。
生きがい活動がボランティア活動につながりにくく、幅広い世代の人材確保が難しい。

目指すこと

地域の中にある生活課題・福祉課題をその地域の問題としてとらえなおして、新しい活動を地域住民と協同で開拓すると同時にボランティア活動人口の増加へ働きかけていきます。

また、現在活動をしているボランティアの育成（ステップアップ）を図り、将来展望をふまえた活動を考えていきます。

期待される役割

地域で生活されている方	地域の中で行われているボランティア活動や講座へ積極的に参加。 地域で行われているさまざまな活動や地域の生活課題・福祉課題に目を向け興味・関心のあることを探す。生活課題・福祉課題の中で、みんなで知恵を出し合えば解決できることがあるのか考え、取り組み実施。誰もが参加しやすく、参加したくなるように工夫し、活動の輪の拡大。
福祉施設・事業所・NPO 等	地域にある課題や問題の共有化をして、地域活動との連携。
行政	住民主体のボランティア活動をおこなえる場所の提供。 ボランティア・NPO 活動が発展していくよう支援。
社協が支援すること	地域の生活課題・福祉課題を地域住民の方と一緒に整理。地域の中にある知識・経験・専門技術等をもつ人材を発掘・育成し、活動の支援。地域活動への参加を促す講座を開催。

事業名 事業概要	H21	H22	H23	H24	H25	実施主体 協働機関・団体
地域ボランティア育成事業 ボランティア講座等開催事業	充実	見直し	充実			地区センター 地区社協 ボランティア団体 研究者
レクリエーション講座等、実際の活動へつなげていく内容で開催をする。						
ボランティア講座等開催事業	調査研究 実施	充実	見直し	充実		地区センター 地区社協 ボランティア団体 NPO 団体
ボランティア・NPO 法人などの行う市民活動との連携を考えたり活動がスムーズに行えるように支援していく「市民活動サポート事業」を実施する。						
ふれあい交流事業	調査研究 実施	充実				地区センター 地区社協 ボランティア団体 NPO 団体 趣味団体
住民同士の仲間づくりや生きがいづくりを目的とした講座等の開催。趣味や特技をボランティア活動へつなげていく支援をする。						

5 福祉の支えあいをつなげるために（ネットワーク）

地域の皆さんから寄せられた意見

住民や社協、行政などの各種団体との連携が必要なのではないか。

目指すこと

住民がかかえている生活課題・福祉課題を解決できるように、関係機関との情報や問題の共有を図り、ネットワークの構築します。

期待される役割

地域で生活されている方	個々に抱えている生活課題や福祉課題等の共有化をはかり、地域にある課題の明確化。 見守り活動や支え合い活動に参加・協力。 広報誌やHP（ホームページ）などで福祉情報にふれ、地域の中の相談窓口を把握。 近隣や知り合いなどで、困りごとがある人がいたら地域にある相談窓口へつなげる。
福祉施設・事業所・NPO等	地域でおこなわれている活動に積極的に参加し、情報の共有化。 ネットワーク会議への参加。
行政	関係機関とのネットワーク会議へ最新情報の提供と支援
社協が支援すること	地域の相談窓口として、必要な情報や最新の情報を提供（共有）。 地域の社会資源や関係機関との連携を支援。

事業名 事業概要	H21	H22	H23	H24	H25	実施主体 協働機関・団体
地域福祉ネットワーク事業 見守り活動や話し合い活動など、地域住民が主体となって活動できるよう啓発・支援すると同時に、地域福祉ネットワーク会議などを活用し、さまざまな関係機関、団体との連携を構築していく。	充実		見直し	充実		地区センター 地区社協 各種関係機関

6 災害時のたすけあい活動を築くために（災害対策）

地域の皆さんから寄せられた意見

少子高齢化や集落が点在している。高地集落の存在など山間地特有の課題や土砂災害において孤立する集落があることなどの不安をかかえて生活している。

災害時のボランティアコーディネーターが少ない。

目指すこと

小地域福祉活動を活性化させ、災害時における近隣住民の相互扶助、助け合いの精神を構築します。また、天竜区以外の方へも地域の現状を知ってもらうよう情報発信をしていきます。

期待される役割

地域で生活されている方	日頃から地域防災に対する意識を持ったり、家具の転倒防止対策など自分の命を守れるよう身近なものからの点検・整備。 地域で取り組む防災訓練等へ積極的に参加。
福祉施設・事業所・NPO等	災害時などに迅速な対応がとれるよう、日頃より関係機関との連携。
行政	災害ボランティアセンターの運営支援。
社協が支援すること	ボランティアセンター体制の充実を考え、関係機関との連携がはかれるように調整。災害バイクボランティアの充実をはかり、災害時により早く地域情報を把握。

事業名 事業概要	H21	H22	H23	H24	H25	実施主体 協働機関・団体
地域福祉講座等開催事業 中高生や地域住民を対象とした災害ボランティア講座を開催して、災害対策への意識を高めるよう働きかける。	見直し	充実				地区センター 地区社協 ボランティア団体 各種団体 防災局 行政
災害ボランティア事業 災害バイクボランティアでは、天竜区内の試走を重ね地域の現状や地理を把握しながら人材の育成をしていく。 また常日頃より、災害ボランティアセンターの立ち上げ・運営の為に体制整備をしていく。	充実		見直し	充実		地区センター ボランティア団体 各種団体
地区社協支援事業 小地域（地区社協）で、災害ボランティア講座を開催していく。	見直し	充実				地区センター 地区社協 自治会

7 身近な地域でいきいき暮らすために（在宅支援）

地域の皆さんから寄せられた意見

在宅で生活するためのサービスや制度がわかりにくく、認知度が低い。
在宅で生活をしていくためのサービスや制度、相談先がわからない。
活動の担い手、内容の充実が難しい。

目指すこと

地域の中で、できるだけ長く安心して生活できるよう、互助・共助の精神で活動が進められるよう体制の整備をおこなっていきます。

期待される役割

地域で生活されている方	地域で安心して生活していくためにどのような支援やサービスがあればいいのか、みんなで話し合う。 地域の中で活動している仲間と話し合い、他の活動者からさまざまな情報を集め、自分たちの活動に反映。 在宅で活用できるサービスや支援を利用し、事業へ参画。
福祉施設・事業所・NPO等	制度の周知を徹底して、よりよい在宅支援へつながるような事業展開。
行政	地域内にある福祉サービスや制度の情報をわかりやすく提供。
社協が支援すること	地域での活動が大切なことを研修会や講座等で周知。 活動当事者の交流の場をつくり、情報交換を支援。

事業名 事業概要	H21	H22	H23	H24	H25	実施主体 協働機関・団体
給食、配食サービス事業 ひとり暮らし高齢者等の安否確認を踏まえて配食サービスを行う。	充実	見直し	充実			地区センター 地区社協 ボランティア団体 地域住民
交流事業その他 当事者の組織化へつなげるように交流会等の開催をしていく。	調査研究 実施	充実				地区センター ボランティア団体 地域住民
心配ごと相談事業 法律相談事業 市民の身近な相談窓口として実施。専門機関等との連携強化を図る。	充実					地区センター 民生委員児童委員
生活福祉資金・くらしの資金 一時的な資金の貸し付けにより、自立生活ができるよう支援する。	充実					地区センター 民生委員児童委員 行政

事業名	H21	H22	H23	H24	H25	実施主体 協働機関・団体
事業概要						
日常生活用具貸付事業 福祉車両貸出事業	充実					地区センター
車椅子・福祉体験用具・福祉車 両等の貸し出しを行う。						
歳末募金	充実					地区センター 民生委員児童委員
低所得世帯へ見舞金を給付。 地域で実施される歳末事業への 助成。						
一般募金	充実					地区センター 民生委員児童委員
地区子ども会等への助成。 低所得世帯への児童生徒入学祝 金の給付。						
介護予防事業	充実					地区センター 地域包括支援センター 行政
介護予防事業として元気はつら つ教室の実施。地域の介護予防 事業への協力。						
日常生活自立支援事業	充実					地区センター 民生委員児童委員 地域包括支援センター 相談機関
日常的な金銭管理・預かり物品 の管理保管の支援を行う。						
介護保険・障害者自立支援事業	充実					地区センター 福祉施設 地域包括支援センター 行政
要支援・要介護者、障がい児者 へ介護サービスの提供を行う。						

< 広域で行われる事業 >

1 福祉を「知る」、「知らせる」、「広める」ために（広報啓発）

情報発信を効果的に行うとともに、地域住民の声を大切にします。

○社会福祉情報を集約し、社協が行っている活動・地域で行われている活動等福祉に関する情報を発信する。

（社協だより発行、HPの充実、社協パンフレット作成、福祉人材バンクの充実。）

○市民意識の向上を高めるために、各種の行事を行う。

（社会福祉大会、地域福祉活動研究会開催、福祉に関する情報センターの設置を検討する。）

2 みんなが福祉のことを理解するために（福祉教育）

福祉教育の情報や活動事例を紹介するとともに側面的支援を行います。

○学校における福祉教育を推進していくため、福祉教育実践校指定校に助成し、関係機関との情報交換の場を作る。

○地域における福祉教育を実践していくため、地域住民に向け福祉理解を広める事業を開催する。

3 身近な地域での福祉活動をすすめるために（小地域福祉活動）

地区社協等で活動している地域福祉活動が活発にできるように支援します。

○地区社協等の組織化支援を行い、活動者への研修を行う。

○全市での連絡会を行い、各区ごとの情報を共有する。

○各区に密着した支援ができるように拠点整備を行う。

○地区社協等に対し、組織運営・活動費の助成を行う。

4 ボランティア・NPO活動を広げるために（ボランティア・NPO活動促進）

住民が足を運びやすい拠点整備を行い、ボランティア・NPO活動が活発にできるように支援します。

○ボランティアセンターを設置するための協議・研究を行う。

○ボランティア・NPO活動が活発に行われるように、地区センターの体制整備を行う。

○ボランティアグループ・NPO団体の活動資金確保のために支援を行う。

○地区センターのボランティア・NPO活動支援体制の整備を図る。

5 福祉の支えあいをつなげるために（ネットワーク）

多様なニーズに対応するため、市全域の福祉団体と連携を図り、新たなサービスを検討します。

○関係機関との連携を行い、福祉課題の解決に取り組む。

6 災害時のたすけあい活動を築くために（災害対策）

行政・他都市等と連携をし、災害時に対応できるようにします。

○市外・近隣地域で活動している災害ボランティア関係機関とのネットワークの構築をする。

○災害時に各区に設置される災害ボランティアセンターの体制整備の支援を行う。

7 身近な地域でいきいき暮らすために（在宅支援）

地域で暮らす住民が安心して生活できるように取り組んでいきます。

○一時的に生活困難となった世帯への貸し付けを行う。

- ・生活福祉資金貸付制度
- ・くらしの資金貸付制度

○福祉団体への活動助成を行う。

○介護保険事業所の運営支援、連絡会の開催、体制整備、中山間地域へのサービス提供を行う。

○日常生活自立支援センターの運営

- ・相談受付を行う。
- ・生活支援員の研修・人材確保を行う。
- ・日常的な金銭管理業務・預かり物品の管理保管業務を行う。
- ・契約締結審査会の運営。

IV資料編

1. 住民懇談会の開催状況

【第1期】

区名	実施日	実施地区名	会場	参加者数(人)
中区	平成20年 2月27日	北地区	消防本部ホール	84
	平成20年 2月28日	江東地区	東部公民館	87
	平成20年 3月20日	葵・高丘地区	葵西会館	20
東区	平成19年12月19日	中ノ町地区	中ノ町公会堂	56
	平成20年 1月30日	蒲地区	蒲公民館	53
	平成20年 2月21日	笠井地区	笠井公民館	49
南区	平成20年 2月13日	新津地区	新津公民館	54
	平成20年 2月14日	白脇地区	白脇公民館	53
	平成20年 2月15日	河輪地区	河輪会館	20
西区	平成19年12月19日	篠原地区	篠原公民館	23
	平成19年12月21日	神久呂地区	神久呂公民館	34
	平成19年12月22日	入野地区	入野公民館	27
	平成20年 1月16日	伊佐見地区	伊佐見公民館	29
	平成20年 1月17日	雄踏地区	雄踏文化センター	68
	平成20年 1月25日	和地地区	和地公民館	42
	平成20年 1月29日	庄内地区	庄内公民館	53
	平成20年 1月30日	舞阪地区	舞阪文化センター	26
北区	平成20年 1月10日	引佐南部地区	引佐健康文化センター	46
	平成20年 1月15日	引佐北部地区	伊平基幹集落センター	38
	平成20年 2月 7日	三ヶ日地区	三ヶ日総合福祉センター	49
	平成20年 2月13日	新都田地区	新都田コミュニティホール	8
	平成20年 2月28日	細江地区	細江介護予防センター	39
	平成20年 3月 6日	三方原地区	百園会館	24
	平成20年 3月13日	都田地区	都田公民館	43
	浜北区	平成19年11月29日	北浜第2地区	北浜南部公民館
平成19年11月30日		鹿玉地区	鹿玉公民館	34
平成19年12月 7日		北浜第1地区	高齢者ふれあい福祉センター	49
平成19年12月12日		中瀬地区	中瀬公民館	21
平成19年12月14日		赤佐地区	職業訓練センター	37
平成19年12月21日		浜名地区	浜名公民館	50
天竜区	平成19年10月29日	上阿多古	上阿多古公民館	57
	平成19年10月30日	熊切・筏戸大上・ 長蔵寺・越木平・ 五和	熊切自治会館	38

区名	実施日	実施地区名	会場	参加者数 (人)
天竜区	平成19年10月31日	下平山	龍山老人福祉センター	17
	平成19年11月1日	水窪	本町公民館	28
	平成19年11月5日	河内・高瀬・久保田 里原・仇山・平木	春野福祉センター	23
	平成19年11月9日	西川・落合・白倉・ 鮎釣	龍山総合センター	26
	平成19年11月12日	出馬・沢上・上市場町・ 柏古瀬・小田敷島中・ 河内・地八・和山間・ 早瀬	佐久間浦川公民館	34
	平成19年11月14日	佐久間・下平・峯・ 羽ヶ庄	佐久間就業改善センター	30
	平成19年11月15日	西浦・草木	西浦田楽の里	31
	平成19年11月16日	野尻・植田・勝坂・ 石切	植田公民館	28
	平成19年11月18日	下阿多古地区	下阿多古きずな館	52
	平成19年11月19日	杉第一・杉第二・ 杉第三・川上	杉公民館	28
	平成19年11月20日	芋堀・松島・横吹	佐久間基幹集落センター	34
	平成19年11月21日	門桁	門桁児童館	35
	平成19年11月21日	上村	上村公会堂	18
	平成19年11月22日	戸倉・中島・雲折	龍山保健センター	22
	平成19年11月26日	神妻・川合	川合区民館	30
	平成19年11月27日	熊地区	くま熊愛館	21
	平成19年11月28日	中部・半場	佐久間ヘルストピアセンター	21
	平成19年11月29日	大野・大沢	大野多目的集会場	17
	平成19年11月29日	長尾	長尾公民館	25
	平成19年12月3日	平野・静修・胡桃平・ 和泉平・砂川・大時	平野公民館	32
	平成19年12月4日	福沢・和泉鮎釣	龍頭コミュニティー会館	38
	平成19年12月5日	竜戸	竜戸地区多目的集会所	19
	平成19年12月6日	金川・郷島・山路・ 赤岡・篠原	篠原公民館	39
平成19年12月7日	瀬尻南・瀬尻北 高誉	龍山森林文化会館	16	
平成19年12月8日	神原・小畑・向島・ その他全地区	水窪保健福祉センター	24	

区名	実施日	実施地区名	会場	参加者数 (人)
天竜区	平成19年12月10日	野田	野田自治会館	15
	平成19年12月12日	竜川地区	竜川ふれあいセンター	16
	平成19年12月13日	大滝・大輪・間庄・ 瀬戸・西渡・舟戸・ 戸口・仙戸	佐久間高齢者等活動・生活支 援促進施設	32
	平成19年12月15日	平木・仇山・気田下 気田中・気田上	気田下区公民館	31
	平成19年12月16日	吉沢	旧吉沢小学校	17
	平成19年12月16日	川上	川上振興生活館	18
	平成19年12月17日	向市場	高根会館	24
	平成19年12月18日	上平山	旧上平山小学校	11
	平成19年12月19日	東領家・西領家 犬居・ 若身・昭和・平尾	犬居公民館	35
	平成19年12月20日	二俣地区	天竜老人憩の家やまゆり荘	19
	平成19年12月21日	相月	相月区民館	25
	平成19年12月22日	光明地区	光明公民館	20

【第2期】

区名	実施日	実施地区名	会場	参加者数 (人)
中区	平成20年11月20日	江東地区	東部公民館	49
	平成20年12月9日	葵・高丘地区	葵西会館	19
	平成20年12月13日	北地区	下池川公会堂	20
東区	平成20年12月10日	笠井地区	笠井公民館	21
	平成20年12月18日	蒲地区	蒲公民館	44
	平成20年12月24日	東区関係機関	東区役所	22
南区	平成20年11月10日	新津地区	新津公民館	36
	平成20年12月4日	河輪地区	河輪会館	33
	平成20年12月12日	白脇地区	白脇公民館	44
西区	平成20年11月19日	篠原地区	篠原公民館	29
	平成20年11月21日	神久呂地区	神久呂公民館	22
	平成20年11月27日	庄内地区	庄内公民館	55
	平成20年11月28日	和地地区	和地公民館	41
	平成20年12月4日	雄踏地区	雄踏文化センター	35
	平成20年12月9日	舞阪地区	舞阪文化センター	30
	平成20年12月17日	伊佐見地区	伊佐見公民館	26
平成20年12月19日	入野地区	入野公民館	39	
北区	平成20年12月9日	北区全域	細江みをつくし文化センター	39
浜北区	平成20年11月26日	鹿玉地区	鹿玉公民館	21
	平成20年12月2日	赤佐地区	職業訓練センター	26
	平成20年12月3日	中瀬地区	中瀬公民館	30
	平成20年2月5日	北浜第1地区	高齢者ふれあい福祉センター	27
	平成20年12月5日	北浜第2地区	高齢者ふれあい福祉センター	40
	平成20年12月8日	浜名地区	浜名公民館	44
天竜区	平成20年10月17日	下阿多古地区	下阿多古きずな館	28
	平成20年10月18日	水窪町全地域	水窪保健福祉センター	43
	平成20年10月20日	竜川地区	竜川ふれあいセンター	25
	平成20年10月21日	熊地区	くま熊愛館	16
	平成20年10月24日	二俣地区	天竜老人憩の家やまゆり荘	20
	平成20年10月28日	城西地区	佐久間基幹集落センター	26
	平成20年10月29日	大嶺・戸倉地区	龍山総合センター	20
	平成20年10月30日	宮川・気田地区	春野福祉センター	28
	平成20年11月4日	瀬尻・下平山地区	龍山森林文化会館	17
	平成20年11月5日	熊切・杉・川上地区	熊切自治会館	23

区名	実施日	実施地区名	会場	参加者数 (人)
天竜区	平成20年11月10日	佐久間地区	佐久間ヘルストピアセンター	21
	平成20年11月12日	山香地区	佐久間高齢者等活動・生活支援促進施設	28
	平成20年11月13日	犬居地区	犬居公民館	25
	平成20年11月17日	上阿多古地区	上阿多古公民館	34
	平成20年11月18日	浦川地区	佐久間浦川公民館	17
	平成20年11月19日	光明地区	光明公民館	20

IV

2. 福祉団体懇談会の開催状況

団体名	実施日	会場	担当地区センター	参加者数 (人)
浜松市ボランティア 連絡協議会	平成 20 年 6 月 28 日	高齢者ふれあい 福祉センター	本部	10
浜松市民生委員 児童委員協議会	平成 20 年 9 月 25 日	福祉交流センター	本部	13
NPO 法人遠州精神 保健を進める市民の会	平成 20 年 2 月 1 日	地域情報センター	浜松地区センター	60
地区社協 家事支援活動者	平成 20 年 3 月 10 日	福祉交流センター	浜松地区センター	42
浜松市手をつなぐ 育成会	平成 20 年 4 月 9 日	福祉交流センター	浜松地区センター	11
グループエスプランサ	平成 20 年 5 月 10 日	グループ活動拠点	浜松地区センター	6
浜松アレルギーの会	平成 20 年 5 月 31 日	福祉交流センター	浜松地区センター	8
白鳥町みどりの会	平成 20 年 6 月 5 日	白鳥町公会堂	浜松地区センター	32
外国人支援団体	平成 20 年 6 月 26 日	福祉交流センター	浜松地区センター	6
浜松筋ジストロフィー会	平成 20 年 7 月 6 日	聖隷厚生園 まじわりの家	浜松地区センター	10
包括、在宅介護支援 センター	平成 20 年 6 月 23 日	老人福祉会館 さつき荘	西地区センター	8
浜松市老人クラブ 連合会浜北支部	平成 20 年 6 月 10 日	高齢者ふれあい 福祉センター	浜北地区センター	30
浜北区民生委員 児童委員協議会	平成 20 年 6 月 27 日	高齢者ふれあい 福祉センター	浜北地区センター	16
浜北手をつなぐ 育成会	平成 20 年 7 月 11 日	高齢者ふれあい 福祉センター	浜北地区センター	6
浜松市身体障害者 福祉協議会浜北支部	平成 20 年 7 月 11 日	高齢者ふれあい 福祉センター	浜北地区センター	16
障害者相談支援事業所	平成 20 年 7 月 11 日	高齢者ふれあい 福祉センター	浜北地区センター	3
やじろべえ点字 サークル (旧天竜市)	平成 20 年 4 月 9 日	二俣公民館	天竜地区センター	8
ほのぼのサポーターズ (龍山町)	平成 20 年 4 月 10 日	龍山保健福祉センター	天竜地区センター	9
サロンボランティア (旧天竜市)	平成 20 年 4 月 11 日	老人憩の家やまゆり荘	天竜地区センター	25

団体名	実施日	会場	担当地区センター	参加者数 (人)
水窪ボランティア連絡会（水窪町）	平成 20 年 4 月 15 日	水窪保健福祉センター	天竜地区センター	14
天竜まちづくりの会（旧天竜市）	平成 20 年 4 月 15 日	天竜二俣旧庁舎	天竜地区センター	8
ほほえみサロン（龍山町）	平成 20 年 4 月 17 日	戸倉区民館	天竜地区センター	17
佐久間町お食事サロンボランティア（佐久間町）	平成 20 年 4 月 18 日	佐久間ヘルストピアセンター	天竜地区センター	21
子育てサークル（旧天竜市）	平成 20 年 5 月 9 日	老人憩の家やまゆり荘	天竜地区センター	12
サロンボランティア（旧天竜市）	平成 20 年 5 月 19 日	老人憩の家やまゆり荘	天竜地区センター	25
やまゆり会（水窪町）	平成 20 年 5 月 23 日	水窪保健福祉センター	天竜地区センター	12
春野子育てサークル（春野町）	平成 20 年 5 月 28 日	春野福祉センター	天竜地区センター	21
春野中学生ボランティア（春野町）	平成 20 年 6 月 7 日	春野福祉センター	天竜地区センター	12

3. 福祉団体アンケートの実施状況

団体名	調査日	担当地区センター
ドルチェ（放課後支援事業所）	平成 20 年 5 月 2 日	浜松地区センター
NPO 法人 障害児支援ルーム くじらぐも	平成 20 年 5 月 2 日	浜松地区センター
財団法人 浜松こども園 ぷちら	平成 20 年 5 月 17 日	浜松地区センター
浜松市子ども会連絡会浜北支部	平成 20 年 6 月 5 日	浜北地区センター
保健活動団体	平成 20 年 6 月 5 日	浜北地区センター
保育園・子育て支援団体	平成 20 年 6 月 5 日	浜北地区センター
社会福祉施設・機関	平成 20 年 6 月 5 日	浜北地区センター
天竜川地域精神保健福祉会 若杉会 浜北区支部	平成 20 年 7 月 11 日	浜北地区センター

4. 市民アンケートの実施状況

○社協だよりにアンケート用紙を同封、および社協関係機関窓口等で配布し、郵送、FAX、持ち込み、インターネットによる回答

○アンケート期間 平成 20 年 1 月～ 2 月

○アンケート回収数

区名	アンケート数		計
	窓口	HP	
中区	305	23	328
東区	287	13	300
南区	120	13	133
西区	224	6	230
北区	110	8	118
浜北区	140	5	145
天竜区	381	16	397
計	1567	84	1651

○アンケート内容・全体集計（有効回答 1,625 件）

設問 1：あなたの性別は？				
①男	②女	③無回答		
606	1011	8		
設問 2：あなたの年齢は？				
① 20 歳未満	② 20～39 歳	③ 40～59 歳	④ 60～70 歳	⑤ 71 歳以上
56	316	540	431	275
⑥無回答	⑦無効			
5				
設問 3：あなたのお住まいの区は？				
①中区	②東区	③西区	④南区	⑤北区
316	286	235	128	115
⑥浜北区	⑦天竜区	⑧無回答		
146	396	3		
設問 4：あなたのお仕事は？				
①会社員	②公務員	③自営業	④農林水産業	⑤団体職員
225	85	118	46	46
⑥パート、アルバイト	⑦学生	⑧専業主婦	⑨無職	⑩その他
254	57	360	356	61
⑪無回答				
16				

設問 5：あなたが関心のあるものは？ *複数回答可

①地域福祉(地区社協)関連	②高齢者関連	③子育て支援関連	④障がい児者関連	⑤ボランティア活動関連
644	783	621	236	463
⑥社会福祉施設関連	⑦災害関連	⑧介護保険関連	⑨障害者自立支援事業関連	⑩ NPO 関連
337	402	396	171	127
⑪環境関連	⑫国際交流関連	⑬青少年健全育成関連	⑭福祉資格関連	⑮住宅改造関連
459	149	289	90	121
⑯その他	⑰無回答			
24	31			

設問 6：設問 5 の回答に関する情報をどのように得ていますか？ *複数回答可

①自治回答の回覧	②県、市の広報誌	③公共機関の窓口等	④社協だより	⑤友人から
795	971	184	708	183
⑥新聞、テレビ、ラジオ	⑦インターネット	⑧その他	⑨無回答	
847	226	74	33	

設問 7：あなたは近所とのつきあいをどの程度していますか？

①よくしている	②ある程度している	③あまりしていない	④ほとんどしていない	⑤まったくしていない
498	839	186	61	25
⑥無回答	⑦無効			
13	2			

設問 8：あなたは地域行事・地域活動等に参加、協力していますか？

①よくしている	②ある程度している	③あまりしていない	④ほとんどしていない	⑤まったくしていない
469	893	137	63	42
⑥ NA	⑦無効			
19	5			

設問 9：設問 8 で 1,2 と回答した方に、その活動をお聞きます。 *複数回答可

①地区社協活動	②自治会、町内会役員	③地域のまつり等	④清掃活動	⑤地域の運動会
386	851	842	599	448
⑥廃品回収	⑦地域防災活動	⑧その他	⑨無回答	
706	584	57	6	

設問 10：設問 8 で 3,4,5 と回答した方に、その理由をお聞きます。

①忙しくて時間がない	②めんどろ	③関心がない	④知らない	⑤その他
91	16	17	53	66
⑥無回答	⑦無効			
11	25			

設問 11：あなたは福祉活動・ボランティア活動に参加したことがありますか？

①ある	②ない	③無回答		
1067	536	18		

設問 12：設問 11 で「ある」と回答した方に、その活動をお聞きます。 *複数回答可

①社会福祉関係	②自然、環境保護	③スポーツ、文化活動	④災害ボランティア	⑤国際交流
647	376	265	147	82

⑥青少年育成	⑦その他	⑧無回答		
263	89	12		
設問 13：設問 11 で「ない」と回答した方に、その理由をお聞きします。				
①興味、関心がない	②機会がない	③時間がない	④はずかしい	⑤活動がわからない
25	176	147	10	95
⑥その他	⑦無回答	⑧無効		
38	15	40		
設問 14：あなたは今後福祉活動・ボランティア活動に参加したいと思いますか？				
①参加したい	②できれば参加したい	③参加したくない	④わからない	⑤無回答
401	747	66	342	63
設問 15：設問 14 で 1,2 と回答した方に、どのような活動に参加したいですか？ *複数回答可				
①社会福祉関係	②自然、環境保護	③スポーツ、文化活動	④災害ボランティア活動	⑤国際交流活動
675	534	319	282	159
⑥青少年育成活動	⑦IT 情報処理	⑧その他	⑨無回答	
264	56	37	19	
設問 16：設問 14 で 3,4 と回答した方に、その理由をお聞きします。				
①興味、関心がない	②機会がない	③時間がない	④はずかしい	⑤活動がわからない
32	62	164	7	82
⑥その他	⑦無回答	⑧無効		
47	16	20		
設問 17：あなたは「あなたの住む地域」を、子どもや親にとって住みよいと思いますか？				
①住みよい	②住みにくい	③どちらでもない	④わからない	⑤無回答
793	254	430	104	40
⑥無効				
2				
設問 18：設問 17 で 2 と回答した方に、その理由をお聞きします。*複数回答可				
①遊び場が少ない	②相談先がない	③親同士の交流がない	④児童施設が少ない	⑤子ども会活動がない
162	48	65	112	21
⑥その他	⑦無回答			
103	5			
設問 19：あなたは「あなたの住む地域」を、高齢者にとって住みよいと思いますか？				
①住みよい	②住みにくい	③どちらでもない	④わからない	⑤無回答
554	388	412	224	43
⑥無効				
4				
設問 20：設問 19 で 2 と回答した方に、その理由をお聞きします。*複数回答可				
①移動手段がない	②施設が少ない	③福祉サービスが少ない	④相談先がない	⑤手すり等設備がない
234	182	126	73	
⑥その他	⑦無回答			
90	5			

設問 21：あなたは「あなたの住む地域」を、障がいのある方にとって住みよいと思いますか？

①住みよい	②住みにくい	③どちらでもない	④わからない	⑤無回答
215	604	337	412	53
⑥無効				
3				

設問 22：設問 21 で 2 と回答した方に、その理由をお聞きします。*複数回答可

①移動手段がない	②施設が少ない	③福祉サービスが少ない	④相談先がない	⑤手すり等設備がない
316	324	231	112	272
⑥その他	⑦無回答			
94	11			

あなたは社会福祉協議会を知っていますか？

①よく知っている	②あることは知っている	③名前くらい聞いたことある	④ほとんど知らない	⑤無回答
415	782	172	100	144

5. 計画策定の経過

<策定委員会>

年月日	委員会名等	会場	内容
平成19年10月19日(金)	第1回策定委員会	福祉交流センター	青山先生講話、委員選出
平成20年3月10日(月)	第2回策定委員会	//	市民アンケート・住民懇談会の報告
平成20年6月20日(金)	第3回策定委員会	//	計画の体系図、進捗状況
平成20年9月26日(金)	第4回策定委員会	//	区単位の実施計画シート検討、計画の骨子
平成21年1月28日(水)	第5回策定委員会	//	計画冊子全体の内容検討
平成21年3月9日(月)	第6回策定委員会	//	計画冊子全体の内容検討

<策定作業委員会>

年月日	委員会名等	会場	内容
平成19年10月19日(金)	第1回策定作業委員会	福祉交流センター	青山先生講話、委員選出
平成19年12月4日(火)	第2回策定作業委員会	浜北高齢者ふれあい福祉センター	住民懇談会報告(進捗情報)、市民アンケートの内容・配布の検討
平成20年3月4日(火)	第3回策定作業委員会	//	市民アンケート・住民懇談会の報告の意見交換会
平成20年4月25日(金)	第4回策定作業委員会	福祉交流センター	市民アンケートの活用方法、基本計画の柱
平成20年6月20日(金)	第5回策定作業委員会	//	計画の体系図、進捗状況、グループ討議
平成20年7月18日(金)	第6回策定作業委員会	//	区別実施計画シートの内容、グループ討議
平成20年9月8日(月)	第7回策定作業委員会	//	区単位の実施計画シート検討、計画の骨子
平成20年10月20日(月)	第8回策定作業委員会	//	基本構想、基本目標、基本計画の内容検討、グループ討議
平成20年11月26日(水)	第9回策定作業委員会	//	基本構想、基本目標、基本計画の内容検討、区単位の実施計画シート検討
平成20年12月18日(木)	第10回策定作業委員会	//	区単位の実施計画シート検討
平成21年1月23日(金)	第11回策定作業委員会	//	計画冊子全体の内容検討
平成21年2月19日(木)	第12回策定作業委員会	//	計画冊子全体の内容検討

<担当者打合せ会>

年月日	委員会名等	会場	内容
平成19年8月28日(火)	第1回担当者打合せ会	福祉交流センター	計画の策定・概要説明
平成19年9月13日(木)	第2回担当者打合せ会	//	設置要綱、委員構成、基本計画
平成19年9月28日(金)	第3回担当者打合せ会	//	青山先生講話(計画策定にあたって)
平成19年10月12日(金)	第4回担当者打合せ会	//	住民懇談会・市民アンケート内容検討
平成19年11月2日(金)	第5回担当者打合せ会	//	住民懇談会報告(進捗情報)
平成19年11月21日(水)	第6回担当者打合せ会	//	市民アンケート・当事者懇談会の検討
平成20年2月21日(木)	第7回担当者打合せ会	//	市民アンケート集計方法、今後の委員会の進め方
平成20年4月21日(月)	第8回担当者打合せ会	//	住民懇談会・市民アンケートの活用方法、基本計画の柱の内容
平成20年5月16日(金)	第9回担当者打合せ会	//	ワークショップ実施(区ごとの課題)
平成20年6月17日(火)	第10回担当者打合せ会	//	計画の体系図、実施計画シートの内容検討
平成20年7月7日(月)	第11回担当者打合せ会	//	区単位の実施計画シート、計画の愛称
平成20年8月25日(月)	第12回担当者打合せ会	//	区単位の実施計画シート検討、計画の骨子
平成20年10月7日(火)	第13回担当者打合せ会	//	計画の全体の構成、実施計画シートの検討
平成20年10月15日(水)	第14回担当者打合せ会	//	基本構想、基本目標、基本計画の内容検討
平成20年10月31日(金)	第15回担当者打合せ会	//	基本計画の柱の名称
平成20年11月19日(水)	第16回担当者打合せ会	//	基本構想、基本目標、基本計画の内容検討、区単位の実施計画シート検討
平成20年12月11日(木)	第17回担当者打合せ会	//	区単位の実施計画シート検討
平成21年1月8日(木)	第18回担当者打合せ会	//	区単位の実施計画シート検討、計画冊子全体の内容検討

6. 委員会設置要綱

——浜松市社会福祉協議会 地域福祉活動計画策定委員会設置要綱——

(設置目的)

第1条 浜松市における地域福祉を計画的、効果的に推進するために地域福祉活動計画（以下「計画」という。）を策定することを目的として、地域福祉活動計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員構成)

第2条 委員会は次に掲げるものをもって構成し、浜松市社会福祉協議会会長が委嘱する。

- (1) 住民組織代表
- (2) 福祉関係団体
- (3) 関係専門機関
- (4) 学識経験者
- (5) 関係行政機関
- (6) その他浜松市社会福祉協議会会長が必要と認めたる者

(委員長及び副委員長)

第3条 委員会に委員長及び副委員長各1名を置く。

- 2 委員長、副委員長は委員の互選によるものとする。
- 3 委員長は委員会を代表し、会務を統括する。
- 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。

(任期)

第4条 委員の任期は、平成19年9月1日から平成21年3月31日までとする。

- 2 補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(作業委員会の設置)

第5条 委員会に作業委員会を設置する。

- 2 作業委員会の設置については、別に定める。

(会議)

第6条 委員会は委員長が召集し、委員長がその議長となる。

(関係者等の出席要請)

第7条 委員会が特に必要と認めるときは、関係者等の出席を求め、説明及び意見を聞くことができる。

(事務局)

第8条 委員会の事務局は、浜松市社会福祉協議会内に置く。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は委員長が委員会にはかって別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年9月1日より施行する。

——浜松市社会福祉協議会 地域福祉活動計画策定作業委員会設置要綱——

(設置目的)

第1条 浜松市における地域福祉活動計画(以下「計画」という。)の策定について策定委員会を補佐し、各種作業を行なうことを目的として、地域福祉活動計画策定作業委員会(以下「作業委員会」という。)を設置する。

(役割)

第2条 作業委員会の役割は、次のとおりとする。

- (1) 計画策定に必要な既存の資料の収集、整理及び分析
- (2) 社会福祉協議会の活動や行政制度等の現状の整理及び分析
- (3) 計画にかかわる現状分析のまとめ
- (4) 社会福祉協議会事務局と協力し、策定委員会への提出資料の作成
- (5) その他策定委員会から指示された事項の処理

(委員構成)

第3条 作業委員会は次に掲げるものをもって構成し、浜松市社会福祉協議会会長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係行政機関
- (3) 県社会福祉協議会
- (4) 市社会福祉協議会
- (5) その他浜松市社会福祉協議会会長が必要と認めた者

(委員長及び副委員長)

第4条 作業委員会に委員長及び副委員長各1名を置く。

- 2 委員長、副委員長は委員の互選によるものとする。
- 3 委員長は委員会を代表し、会務を統括する。
- 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。

(任期)

第5条 作業委員会の委員の任期は、平成19年9月1日から平成21年3月31日までとする。

- 2 補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(事務局)

第6条 作業委員会の事務局は、浜松市社会福祉協議会内に置く。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、策定委員会委員長が別に定める。

附則

この要綱は、平成19年9月1日より施行する。

7. 委員名簿

地域福祉活動計画策定委員会委員名簿

< 敬称略 >

名	所属・公職	
嶋 賢一郎	浜松市自治会連合会 副会長	委員長
田中 祐司	地域運営委員会 委員長（天竜地区センター）	副委員長
石川 岳男	浜松まちづくりセンター長	
市川 清	地域運営委員会 委員長（浜北地区センター）	
井ノ口泰三	地域運営委員会 委員長（西地区センター）	平成 19 年度
坂田 英夫	地域運営委員会 委員長（西地区センター）	平成 20 年度
鵜飼 敏	浜松市老人クラブ連合会 会長	
大石 清美	浜松市商工会議所女性会副会長	
加藤 幸博	浜松市労働者福祉協議会 会長	
川瀬 博史	中区保護司会 副会長	
金原 弘次	浜松市青少年健全育成連絡協議会 理事	
小出 隆司	浜松市手をつなぐ育成会 会長	
鈴木 一夫	浜松市施設協議会	
鈴木 勝巳	浜松市ボランティア連絡協議会 会長	
鈴木 洋子	浜松市民生委員児童委員協議会 理事	
田中 勝敏	浜松市子ども会連合会 会長	
中村 準志	地域運営委員会 委員長（北地区センター）	
中谷 郁夫	地域運営委員会 委員長（浜松地区センター）	
二橋眞洲男	浜松市身体障害者福祉協議会 会長	
野尻 啓子	特定非営利活動法人 ボランティア支援ネットワークパレット理事長	
早瀬 智啓	浜松市校長会	
本間 誠一	浜松市医師会 理事	平成 19 年度
藤島百合子	浜松市医師会 理事	平成 20 年度
青山登志夫	静岡英和学院大学	
佐藤 順子	聖隷クリストファー大学	
本間恵美子	浜松市社会福祉協議会常務理事	平成 19 年度
市川登喜男	浜松市社会福祉協議会常務理事	平成 20 年度

地域福祉活動計画策定 作業委員会 委員名簿

< 敬称略 >

名	所属・公職	
青山登志夫	静岡英和学院大学	委員長
竹田 俊夫	区代表（東区）	副委員長
松家 俊夫	区代表（中区）	
幸田 享子	区代表（中区）	
内田 毅	区代表（東区）	
坂田 英夫	区代表（西区）	平成 19 年度
寺田 竹男	区代表（西区）	平成 20 年度
川本 史郎	区代表（西区）	
野田 哲二	区代表（南区）	
鈴木 礼子	区代表（南区）	
井村 房夫	区代表（北区）	
田中ほづみ	区代表（北区）	
波多 勝	区代表（浜北区）	
広瀬利榮子	区代表（浜北区）	
田村 寿彦	区代表（天竜区）	
和田 節男	区代表（天竜区）	
加藤 寛盛	NPO 法人遠州精神保健福祉をすすめる市民の会 事務局長	
山下いづみ	地域包括支援センター和合 主任介護支援専門員	
柿澤 彰	静岡県社会福祉協議会	平成 19 年度
松田 智	静岡県社会福祉協議会	平成 20 年度
佐藤 順子	聖隷クリストファー大学	
中津川俊郎	社協事務局次長	

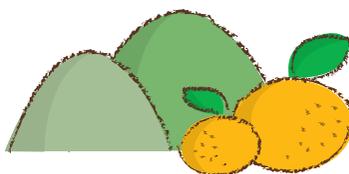


社会福祉協議会 シンボルマーク

昭和 47 年、全国社会福祉協議会 20 周年を記念して、公募によりデザインが選ばれ制定されました。

このマークは、全国共通の社会福祉協議会のシンボルマークです。

社会福祉及び社会福祉協議会の「社」を図案化し、「手を取り合って、明るいしあわせな社会を建設する姿」を表現しています。



浜松市社会福祉協議会地域福祉活動計画

- 発行 平成21年3月
- 発行者 社会福祉法人 浜松市社会福祉協議会
〒432-8035 浜松市中区成子町140-8
TEL:053-453-0580
FAX:053-452-9218